

## 第二章 都道府県におけるパブリックコメントの実施状況

### 2-1 はじめに

第二章では都道府県のパブリックコメントの全体像をみるために、実際に 34 都道府県で実施した案件の実施状況を見ていく。

### 2-2 目的及び調査方法

第二章の目的はパブリックコメントの「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「変更数」「意見への対応を示すもの」にどのような傾向があるのかを把握すること。また、それは「都道府県」、「系統」、「条例・計画等」による違いがあるのかを把握することである。

第二章の調査方法はインターネットのみである。パブリックコメントを実施している都道府県ホームページによって案件のリンク集が作られており、そのリンクをたどり、本研究の情報を得た。

本研究における都道府県のパブリックコメントの対象は 2004 年 4 月末までにパブリックコメントの結果がインターネット上に公表されている案件とした（情報の収集期間は 2004 年 5 月から 2004 年 9 月末まで）。

インターネットに公表されているパブリックコメント募集要項又は結果から目で「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「変更数」「回答の対応を示すもの」に当たるものを 1 件ずつ見て判断していった。

案件の担当部署又は案件名により「系統」を分類した。「条例・計画等」は案件名により分類をした。分類の定義は「2-4-2 の分類の定義」で示す

### 2-3 パブリックコメント

#### 2-3-1 パブリックコメントとは<sup>1)</sup>

パブリックコメントとは、行政機関が何らかの政策決定を行う前に、政策案の案または資料を公表し、一定期間を設けて国民・住民の意見を募集し、提出意見の採否を理由とともに公表する手続きのことである。以下にパブリックコメントの主な流れを図 2-1 に示す。

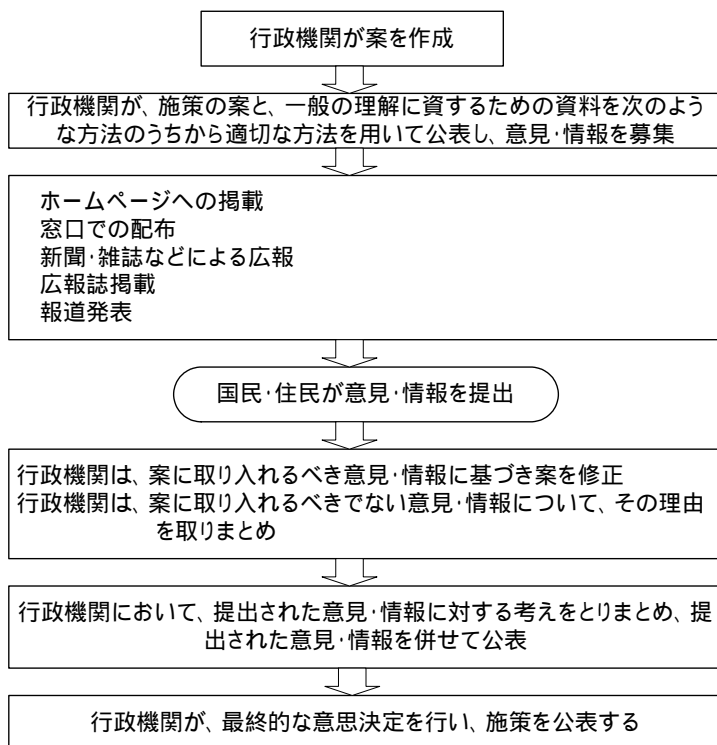


図 2-1 パブリックコメントの流れ

### 2-3-2 パブリックコメントの背景

パブリックコメントは、1999年に国が「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」（1999年3月23日閣議決定）<sup>1)</sup>以後、国のパブリックコメント<sup>2)</sup>を実施されたことに始まる。国だけであった制度が、後に各地方自治体が導入を追いかける形となる。

国のパブリックコメントの目的は、行政手続法（1993年施行）の積み残しになっていた計画策定手続きや行政立法手続きの課題の部分に応えるという意味があると言われている。

直接の契機としては行政改革会議の中で「各省が基本的な政策の立案等を行うにあたって、政策等の趣旨を公表し、専門家、利害関係人、その他広く国民から意見を求め、これを考慮しながら最終的な意思決定を行う、いわゆるパブリックコメントの導入を図るべき」と記述されていること。一方、政府に置いては、規制緩和要望を受けており、その中でも規制の設定などに当たってのパブリックコメント手続きの導入が求められていた。

以上のことから、国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」が実施されたと考えられている<sup>2)</sup>。

### 2-3-3 パブリックコメントの問題<sup>3)4)5)6)7)</sup>

まず、意見数が少ない。

それに続き、パブリックコメントには、手続き運用上の課題として、アクセスのしにくさ、資料の不適切さ、周知不足、政策内容の代替案のなさ、施行後の影響が書いていないことが挙げられる。

また、パブリックコメントの対象であるにもかかわらずパブリックコメントを行わなかった場合の是正処理がないこと、案をどのような段階で公表するかということが規制されていないことによる争点隠しの点も挙げられる。

それに、パブリックコメントと審議会手続きとの関係やパブリックコメントの性格があやふやである。また、パブリックコメントの性格に応じた適切な実施時期や回数の検討が必要だと考えられている。

本研究では実際の実施状況を把握し、全体的な傾向をつかむとともに、意見が実際に素案にどのような変更をさせているのかを明らかにしたい。

### 2-3-4 国のパブリックコメントと都道府県のパブリックコメントの比較

国のパブリックコメントと都道府県のパブリックコメントを比較する。比較項目は導入時期、名称、趣旨、対象、実施状況とする。

導入時期、名称、趣旨、対象の比較を表 2-1 に示す<sup>3)</sup>。

表 2-1 国と都道府県のパブリックコメントの導入時期、名称、趣旨、対象

	国	都道府県
導入時期	1999年	2001年から
名称	「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」	一般に「パブリックコメント制度」
趣旨	国民等の多様な意見・情報・専門的知識の把握	住民からの多様な意見を募集すること（「多様な情報・専門的知識の把握」を特に明示していない都道府県は26(76%)ある）
対象	規制の設定又は改廃に係るもの	計画、条例を中心に構想、指針、審議によりとりまとめる答申、報告等

なお、都道府県の名称・対象は都道府県のホームページに掲載されているパブリックコメントの要綱・指針により判断し、趣旨も要綱・指針により集計した。

#### **2-3-4-1 導入時期の違い**

各都道府県において、導入時期は異なるが 2001 年から制度化されるようになり、2004 年 4 月末までに 35 の都道府県が参加している。<sup>3)</sup>

#### **2-3-4-2 趣旨の違い**

国のパブリックコメントの趣旨に比べ、都道府県のパブリックコメントは「専門的知識の把握」を明示していない都道府県が 26 (76%) ある。このことから、都道府県の方が国より住民向きだと考えられる。

#### **2-3-4-3 対象の違い**

都道府県のパブリックコメントは国とは異なり、「規制の設定又は改廃」が対象ではなく、計画、条例、構想、指針等が主な対象であり、対象範囲が広い。

#### **2-3-4-4 実施状況の違い**

国(平成 11 年から平成 15 年の合計)<sup>4)</sup>と都道府県(施行日より平成 16 年 4 月末までの合計)の実施状況の比較を表 2-2 に示す。

都道府県のデータはインターネットにより収集したので、インターネットに公表されていないデータがある。そのため、特別周知・公聴会については国との比較ができない。

都道府県の公表方法と提出方法で件数が 215 件となっているのは、募集要項が公表されている数が 215 件であったため。公表方法と提出方法は募集要項が公表されている中でどれだけの方法が使われているかを示したものである。

都道府県の修正事項で件数が 547 件となっているのは、結果が公表されている数が 547 件であったため。修正事項は結果が公表されている中でどれだけ修正事項の有る案件があるかを示したものである。

表 2-2 国と都道府県の実施状況

国と都道府県の実施状況		国の件数 (件)	割合 (%)	都道府県の 件数(件)	割合 (%)
すべての実施件数		2727		1006	
募集期間	7日未満	9	0	0	0
	7日以上14日未満	273	10	13	2
	14日以上21日未満	631	23	111	13
	21日以上28日未満	536	20	142	17
	28日以上56日未満	1257	46	557	67
	56日以上	30	1	5	1
	合計	2736	100	828	100
案等の公表方法	ホームページ	2704	99	180	84
	窓口配布	1763	65	123	57
	報道発表	1460	54	3	1
	新聞・雑誌等による広報	51	2	0	0
	広報誌(紙)掲載	65	2	0	0
	その他	111	4	8	4
	件数	2727	100	215	100
特別に周知を図った者の有無	有る	645		3	
提出方法	郵便	2672	98	194	90
	ファクシミリ	2438	89	194	90
	電子メール	2438	89	190	88
	その他	194	7	2	1
	件数	2727	100	215	100
提出された意見・情報の件数	なし	730	27	75	11
	1～10	1018	37	182	26
	11～20	273	10	103	14
	21～50	356	13	132	19
	51～100	148	5	91	13
	101～500	174	6	106	15
	500超	49	2	24	3
	合計	2748	100	713	100
公聴会の実施		106		22	
手続き結果の公表内容	原文	588		0	
	整理	1737		459	
	不明			71	
修正事項の有無	有る	624	23	273	50
	件数	2727	100	547	100

募集期間の割合を比較：国は「28日未満」が53%・「28日以上56日未満」が46%

都道府県は「28日未満」が32%・「28日以上56日未満」が67%となっている。

これは都道府県の方が「28日未満」という一ヶ月に達していない数が少ないということから、都道府県の方が国より、募集期間に対しては丁寧だと言える。

案などの公表方法を比較：特徴的なのは、都道府県では報道発表は1%なのに対して、国は

報道発表を約半数の案件について行っていることである。また、ホームページ・窓口配布を比べても、国の方が 10%程上回っている。都道府県に対してはホームページより情報を収集しているため、ホームページは 100%となるはずである。ということは 16%が実際にホームページに公表しているが、「ホームページに公表している」と明記していないということになる。

提出方法を比較：提出方法の違いはあまりない。しかし、国の電子メール・ファクシミリは 89%であるのだが、郵便が 98%となっており、国は郵便を電子メールとファクシミリより重視している。また、都道府県のその他が 1%と国の 7%より低い。しかし、案などの公表方法のホームページで 16%が明記していないことから提出方法のその他に対しても明記していない可能性が考えられる。

提出された意見・情報の件数の割合を比較：意見件数「なし」「1～10」については国の割合が 64%、都道府県の割合 37%と国の方が高い。しかし、それ以外の「11～20」「21～50」「51～100」「101～500」「500 超」は都道府県の方が上回っている。このため、都道府県の方が提出された意見・情報が多いことが言える。

手続き結果の公表内容を比較：国は原案か整理か分かっているものの中で、約 44%が原案となっている。それに対して、都道府県の場合は原案と分かるものは見あたらなかった。原案と書かれている案件はなくとも、結果の公表内容において「要旨・概要」と書かれていないものがあり、それを「不明」とした。約 13%が不明となった。

修正事項の有無を比較：国の修正事項のあるものの割合は 23%、都道府県の割合は 50%となっており、都道府県の方が高く、都道府県の方が 1 件でも修正している案件は多い。

#### 2-3-4-5 国と都道府県の比較のまとめ

国と都道府県の比較では、公表方法は国の方が報道などを強く実施しており、丁寧であると言える。しかし、公表期間について、やや都道府県の方が一ヶ月という期間を守っていることや、意見数・修正事項が有ることについては国より都道府県の方が多く、国より住民の意を捉えているのではないかと考えられる。

### 2-3-5 対象を都道府県にした理由

対象を都道府県にした理由の説明のために、国と都道府県の比較を表 2-3 に示す。

表 2-3 対象を都道府県にした理由、国と都道府県の比較

	実施機関		対象
国	×	～省、～庁	規制に関すること
都道府県	都道府県単位	～部、～庁、～局等	条例・計画・指針等

都道府県を対象にした理由は、都道府県では都道府県単位でパブリックコメントの要綱・指針等を作っているおり、都道府県単位で比較できるからである。

また、都道府県のパブリックコメントの対象は国が対象とする「規制に関すること」より範囲が広く、「条例」「構想」「計画」「指針」等となっており、「条例」「構想」「計画」「指針」等の単位で比較できるからである。

### 2-4 都道府県におけるパブリックコメントの実施状況

本研究では都道府県の実施状況を知るために、必要な項目として「都道府県」「系統」「計画・条例等」「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「変更数」「回答の対応を示すもの」の 10 項目を考える。

実施状況を知るために、「募集期間」「意見数」「変更数」の項目を、「都道府県別」「系統別」「計画・条例別」に比較する。また、「募集期間」と「意見数」、「意見数」と「変更数」の項目間比較も行う。そして、「公表方法」「募集方法」「回答の対応を示すもの」の都道府県別比較を行う（「公表方法」「募集方法」「回答の対応を示すもの」については、公表している都道府県と公表していない都道府県と大きく分かれるので、都道府県別の比較のみをする）。

都道府県のパブリックコメントの定義：

本研究では「都道府県のパブリックコメント」の定義を「パブリックコメントについての募集から結果の公表までを行っている要綱・指針」を有するものとする。よって、実施要領の策定としている愛知県も都道府県のパブリックコメントとする。

和歌山県はパブリックコメントを実施しているが 2004 年の 4 月末までに結果を公表している案件がなかったため、実施状況の把握の対象から省いた。

## 2-4-1 各都道府県のパブリックコメントの名称、要綱・指針、施行年月日について<sup>5)</sup>

都道府県のパブリックコメントの名称、施行年月日、要綱・指針を上記の表 2-4 に示す。

表 2-4 要綱・指針名と施行年月日

都道府県	パブリックコメントの名称	種類			施行年月日
		要綱	指針	その他	
北海道	道民意見提出手続				2001年4月1日
青森県	あおもり県民政策提案実施要綱				2001年4月4日
岩手県	パブリックコメント制度				2000年4月1日
宮城県	県民の意見提出手続				2003年7月9日
秋田県	秋田県県民意見提出手続				2003年4月1日
山形県	パブリックコメント手続				2003年4月1日
福島県	うつくしま県民意見公募				2002年10月1日
栃木県	栃木県パブリック・コメント制度実施要綱				2001年12月26日
群馬県	県民意見提出制度				2001年1月1日
埼玉県	埼玉県県民コメント制度				2001年8月1日
千葉県	ちばづくり県民コメント制度				2004年2月1日
神奈川県	かながわ県民意見反映手続				2001年4月1日
新潟県	新潟県県民意見提出手続				2000年4月1日
富山県	富山県県民意見募集手続実施要綱				2004年4月1日
福井県	県民パブリックコメント制度実施要綱				2004年4月1日
山梨県	県民意見提出制度実施要綱				2003年10月1日
愛知県	県民意見提出制度			実施要領	
三重県	県民等の意見を行政に反映させる手続き				2001年4月1日
滋賀県	滋賀県県民政策コメント制度				2000年4月1日
京都府	京都府県民意見提出手続要綱				2002年9月17日
大阪府	大阪府パブリックコメント手続実施要綱				2001年4月1日
兵庫県	県民意見提出手続実施要綱				2002年4月10日
奈良県	奈良県パブリックコメント手続				2002年4月1日
和歌山県	和歌山県県民意見募集手続実施要綱				2004年1月1日
島根県	政策への県民参加制度実施要綱				2003年4月1日
岡山県	おかやま県民提案制度実施要綱				2002年4月1日
山口県	山口県パブリック・コメント制度実施要綱				2002年4月1日
徳島県	オープンとくしま・パブリックコメント制度				2003年8月1日
香川県	香川県パブリック・コメント手続実施要綱				2002年6月1日
愛媛県	パブリック・コメント制度				2001年4月1日
佐賀県	佐賀県県民意見提出手続				2003年4月1日
長崎県	長崎県政策県民参加制度実施要綱				2002年7月15日
熊本県	県政に係る意見提出手続実施要綱				2001年4月1日
大分県	県民意見募集手続				2002年4月1日
宮崎県	宮崎県パブリック・コメント手続実施要綱				2003年4月1日

名称について：名称を「パブリック コメント」又は「意見 手続き」を含んでいる都道府県は 11 + 13 の 24 都道府県である。また、名称に先の言葉を含んでいない、特殊な名称にしている都道府県が 9 都道府県ある。

要綱・指針について：要綱としている都道府県は 27 都道府県であり、指針としている都道府県は 7 都道府県ある。  
愛知県だけが、実施要領としている。



施行年について：都道府県で最初にパブリックコメントを施行した県は岩手県、新潟県、滋賀県の3つで2000年4月1日から施行している。それから確認できている2004年4月末まででも施行する都道府県が増えつづけ、2004年4月末までに35都道府県となる。

そこで年ごとに施行している都道府県の数を示す。

2000年は3都道府県。

2001年は10都道府県。

2002年は9都道府県。

2003年は8都道府県。

2004年4月までは4都道府県となる。

合計34都道府県である。

## 2-4-2 実施状況における定義

### 2-4-2-1 意見数、変更数、回答を示すものの定義

・「意見数」の定義は下記の(1)(2)の合計とする。

(1) 結果に意見数として、項目別に分類されて表示されている数

(2) 結果に項目別に分類されておらず、意見数として表示されている数

項目別に分類されている場合は分類されている数を意見数とする。

・意見数の平均と標準偏差を出すにあたり、意見数は案件ごとに各都道府県の人口で割った。パブリックコメントの要項・指針には意見提出権を持つものを34都道府県中、「道・府・県民」が17、「道・府・県民等」が17と半々に分かれたが、県民等とは県民と県外から県内へ働きに来ている事業者という意味で使われている都道府県もあることから意見を人口で割るのは変ではないと考える。

・「変更数」の定義は下記の(1)(2)(3)の合計とする。

(1) 結果の回答に「追加」「修正」「盛り込むこととします」「加筆しました」

(2) 上記(1)の「追加」「修正」「盛り込むこととします」「加筆しました」という言葉がその案件のすべての回答になく、「ご意見をふまえ、～(掲載、記載、盛り込み、追加、添付、補足)しました」と書かれている場合

(3) 結果の回答に内容の変化が書かれている場合「(掲載、記載、盛り込み、追加、添付、補足)～しました」

(4) 結果の回答に記述済み」「記載済み」「～を理解できるので、具体例として盛り込みます・明記します」「ご意見を踏まえ、～を(提言・検討)します」は変更ではないと判断

結果の回答に「～(掲載、記載、盛り込み、追加、添付、補足)しました」というのは、元から書き込んでいるという表現を表していることがあるので、変更ではないと判断

- ・変更数の平均と標準偏差を出すにあたり、変更数は案件ごとに各都道府県の人口で割った。パブリックコメントの要項・指針には意見提出権を持つものを34都道府県中、「道・府・県民」が17、「道・府・県民等」が17と半々に分かれたが、県民等とは県民と県外から県内へ働きに来ている事業者という意味で使われている都道府県もあることから意見を人口で割るのは変ではないと考える。
- ・窓口配布：窓口配布には センターの配布も含む

## 2-4-2-2 系統別分類の定義

都道府県におけるパブリックコメントの案件を表2-5に示す。9系統に分類する。以下にその定義を示す。

表 2-5 系統別分類の定義（部署名）

系統	部署名の中に含まれる言葉	例（滋賀県）
環境系	環境	琵琶湖環境部
生活系	生活・文化	県民文化生活部
健康系	健康・福祉・保健・保険・厚生・病院	健康福祉部
総務・政策・企画系	総務・地域・政策・企画	政策調整部
商工観光労働系	経済・産業・商工・企業・労働・観光	商工観光労働部
土木系	土木・県土整備・交通・水道	土木交通部
農林水産系	農・林・水産	農政水産部
教育系	警察	滋賀県警察本部
教育系	教育・大学	教育委員会事務局

案件名別に部を分類した。案件名に分類を円滑に行うために、部署別に分類した。まず、部署名による分類を行った。部署名の中に含まれる言葉で分類を表2-5のように9種類に分類した。部署名で分類すると、どのような案件名がどの部署名で多く行われているかがわかり、案件名別の分類の手助けになる。

しかし、環境企画部や農林水産商工部など複数に渡る部署名があったために、優先順位を決めてひとつの分類にはまるようにした。基本的にはより具体的な言葉を優先にした。以下に、その優先順位を示す。

- 環境 >すべてとしているが実際には農林水産、企画の2種類のみであった。
- 警察 >生活（生活より警察の方が具体的な言葉だから）
- 商工 >政策（政策より商工の方が具体的な言葉だから）
- 企画 >総務（総務より企画の方が具体的な言葉だから）
- 農林水産>商工（三重県の農林水産商工部のみで、農林水産の色が強いから）

そして、他の分類から環境を抜き出す。環境の定義としては、案件名に環境、廃棄物、循環型、エネルギー、光害、（公害）大気汚染、水質汚染、騒音、悪臭、土壌汚染という言葉を含むものとした。

また、案件名別に環境、生活、健康、総務、商工観光労働、農林水産、警察、教育の系

統に分類した。案件名によっては、どの系統に入るか判断しにくいものがあり、その場合は部署別の分類を参考に分類を表 2-6 に示す。

案件名でも複数の定義に係るものがあるときは、その案件の中心となることに分類した。

表 2-6 系統別分類の定義（案件名）

系統	案件名の中に含まれる言葉	例
環境系	環境、廃棄物、循環型、光害、（公害）大気汚染・水質汚染・騒音・悪臭・土壌汚染・自動車等	環境目的税の導入に向けた道の考え方
生活系	動植物・消費生活・消費者・防災・文化・公園等	ツキノワグマ保護管理計画（案）
健康系	長寿・高齢者・エンゼル・献血・パリアフリー・浴場・保健・人権・食・病院・安全・福祉・男女・健康・障害等	歯の健康づくり計画
総務・政策・企画系	消費者・電子・プロジェクト・地域主権・墓地・空港・個人情報・地域情報・市町村・貢献・CALS/EC・総合計画・長期計画・情報公開・将来構想・IT・ユニバーサル・財政・np・npo・評価・公会堂・スタンダード・国際・地元・まち・科学・過疎・行政・くにづくり・政策形成・政策効果等	政策等の評価に関する条例の整備について
商工観光労働系	ふぐ・トライアル・構造改革・公社・事業・企業・経営・事業実施・地域活性・観光・景観・職業・産業・エネルギー等	地域雇用開発計画（案）
土木系	土地利用・県土・交通・住宅・風致・土砂・市街・道路・建築・都市・整備・建設等	「道路の将来ビジョン（仮称）」
農林水産系	水産・花・川・牛・港湾・漁・虫・産学・林・飼料・農・間	地域森林計画（案）
教育系	広告・迷惑・暴走・安全 まちづくり・安心 まちづくり等	屋外広告物条例の一部改正
教育系	こども・スポーツ・児童・附属機関・子育て・高等学校・スクール・青少年・高校・教育・学習等	子どもの読書活動推進計画（案）

### 2-4-2-3 条例・計画等別分類の定義

条例・計画・指針・プラン・構想・方針・ビジョン・ガイドライン・プログラム・方策・その他の計 11 種類に分類した。

分類方法は案件名の語尾に条例・計画・指針・プラン・構想・方針・ビジョン・ガイドライン・プログラム・方策という語がついているかどうかで判断し、以上の 10 項目に当てはまらない案件をその他とした。

### 2-4-3 募集期間

#### 2-4-3-1 募集期間の平均と標準偏差と分布

募集期間の平均は 28.1 日の約 1 ヶ月、標準偏差は 7.5 というバラツキとなっているので、募集期間は 1 ヶ月前後が多いと考えられる。

以下、分布を示していく。

募集期間について、1 週間ごとの案件数を図 2-2 に示す。パブコメの要綱・指針に 1 ヶ月、1 週間と書かれていたため、募集期間を 1 週間ごとに分け、案件数を見た。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数。

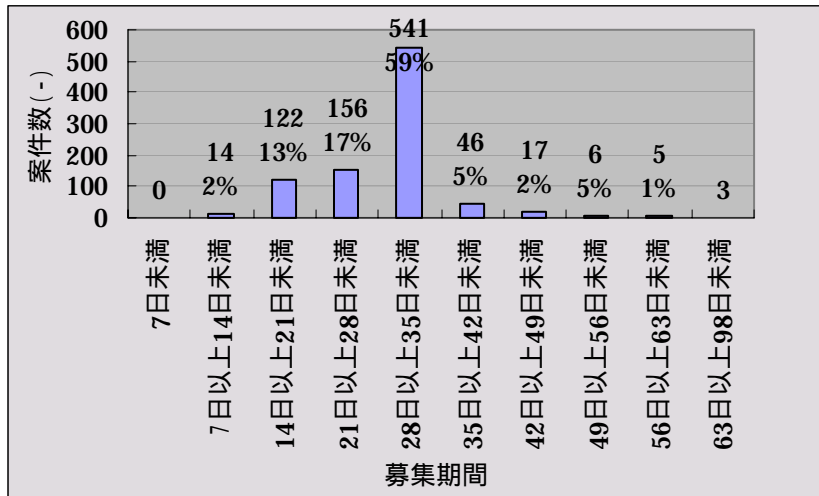


図 2-2 募集期間ごとの案件数

最も多いのは 28 日以上 35 日未満であり、約 60%を占めている。他に多いので目立つのは 14 日以上 21 日未満の 17%、14 日以上 21 日未満の 13%。

募集期間を 1 ヶ月としていない都道府県は福井県 24 件・愛知県 17 件・大分県 46 件しかないのだが、28 日未満が 292 件もある。パブコメの要綱・指針に「原則として」又は「1 ヶ月程度」と書かれているからだと考えられる。

また、募集期間について意見数の多かった 14 日から 34 日までを 1 日ごとに図 2-3 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数。

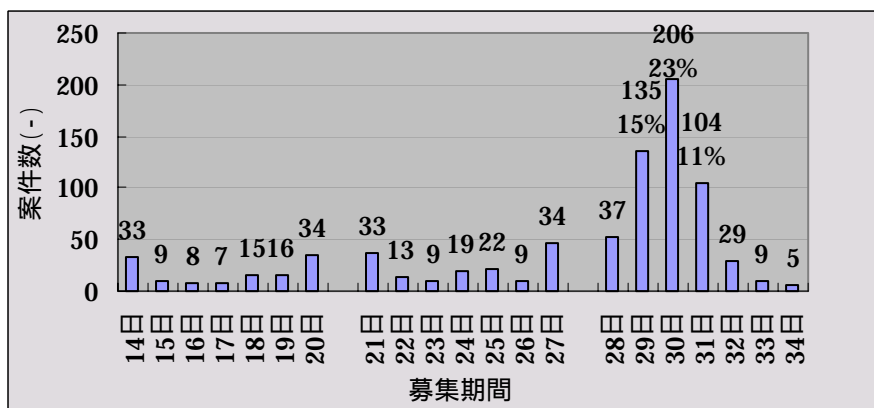


図 2-3 募集期間ごとの案件数 (7 日以上 35 日未満)

最も多いのは 30 日の 206 件で、すべての案件の 23%を占める。次に多いのは 29 日と 31 日で、1 ヶ月を 29 日、30 日、31 日とするとすべての案件の約 50%を占めることになる。しかし、32 日から、急激に少なくなっていることから、図 2-2 の 28 日以上 35 日未満が多いのは、29 日、30 日、31 日が多いからだとわかる。

また、1 ヶ月前後以外で案件が多いのは 14 日 (2 週間)、20 日 (はつか)、21 日 (3 週間)

ときりがいい数字で多くなっている。

### 2-4-3-1 募集期間の都道府県別比較

都道府県別の募集期間の平均と標準偏差と分布を「平均」で降順にしたものを表 2-7 に示す。

表 2-7 都道府県別募集期間の平均と標準偏差と分布

都道府県	平均 (日)	標準 偏差 (日)	分布									案件数 (件)
			7日 以上 14日 未満 (%)	14日 以上 21日 未満 (%)	21日 以上 28日 未満 (%)	28日 以上 35日 未満 (%)	35日 以上 42日 未満 (%)	42日 以上 49日 未満 (%)	49日 以上 56日 未満 (%)	56日 以上 63日 未満 (%)	63日 以上 (%)	
島根県	35.2	9.0		11		44	22	11	11			9
福島県	33.3	8.2				83	9			9		23
神奈川県	32.5	6.0		2		77	11	9	2			47
埼玉県	31.5	2.9				85	15					20
奈良県	31.4	15.5		40		40				20		5
兵庫県	31.2	3.7			8	77	15					13
大阪府	31.1	7.3			7	87	2	2			2	55
栃木県	31.0	6.7		3	6	77	6	3		3		31
北海道	30.5	3.0			4	92		4				25
滋賀県	30.4	6.1		2	5	90	2				2	63
秋田県	30.2	4.8			7	87		7				15
三重県	30.1	11.8		13	24	40	18		2		2	45
宮城県	29.8	4.5		8	8	69	15					13
青森県	29.3	2.0		3	14	83						36
徳島県	29.2	4.3		4	23	62	12					26
岩手県	28.9	7.8	1	14	12	62	4	4	1	1		74
山口県	28.7	3.7			29	57	14					7
京都府	28.7	3.7		3	45	50		3				40
熊本県	28.6	5.4	2	4	20	61	10	2				49
新潟県	28.4	6.5		25	13	50	13					8
香川県	28.1	4.0		14	21	64						14
長崎県	27.3	7.2	5	14	14	64			5			22
宮崎県	27.0	4.4		9	27	64						11
岡山県	26.9	6.0		8	42	42	4	4				26
愛知県	26.4	3.5		11	39	50						18
山梨県	25.9	3.7		5	37	58						19
群馬県	24.9	6.2	4	28	23	40	2	2				47
大分県	24.5	7.8		33	25	38			4			24
山形県	24.5	6.7	10	20	10	60						10
富山県	24.2	12.0		60	20			20				5
佐賀県	21.7	8.0	12	35	24	24	6					17
千葉県	21.0	4.6		50	38	13						8
福井県	20.6	6.4	2	50	26	20	2					46
愛媛県	18.7	5.3	13	56	23	5	3					39
全案件	28.1	7.5	2	13	17	59	5	2	1	1		831

この表 2-7 より平均は 18.7 日～35.2 日までで、標準偏差は 2～15.5 までであり、平均と標準偏差の相関は 0.6 とやや相関がある程度で、平均と標準偏差は関係がないと考えられる。

都道府県の最も多い割合を「割合の軸（表 2-7 の灰色部分）」と考える。パブリックコメントの要綱・指針に 1 ヶ月と書かれていた都道府県 9 割以上だったので、すべての都道府県の「割合の軸」は 28 日以上 35 日未満だと考えられる。

しかし、29 都道府県は 28 日以上 35 日未満に「割合の軸」があり、平均が 24.2 の富山県以下の 5 都道府県では「割合の軸」は 14 日以上 21 日未満へと変わっていた。都道府県によっては、「割合の軸」が異なるということがわかった。また、28 日以上 35 日未満では割合は 0%～92%と都道府県によって大きく異なることがわかる。

平均が高くとともに、28 日未満に割合があり、逆に、平均が低いとも、35 日以上に割合があることから、「割合の軸」に関係なく割合があることがわかる。

以上のことにより、都道府県別に見たとき都道府県によって募集期間が異なることがわかるが、どの都道府県にもバラツキがあるので、個々の案件で都道府県に関係なく募集期間を設定していることが考えられる。

#### 2-4-3-2 募集期間の系統別比較

系統別の募集期間の平均と標準偏差と分布を表 2-8 に示す。

割合は、決まった募集期間の案件数/全体の募集期間の案件数。

表 2-8 系統別募集期間の平均と標準偏差と分布

系統	平均 (日)	標準 偏差 (日)	分布									案件 数 (件)
			7日 以上 14日 未満 (%)	14日 以上 21日 未満 (%)	21日 以上 28日 未満 (%)	28日 以上 35日 未満 (%)	35日 以上 42日 未満 (%)	42日 以上 49日 未満 (%)	49日 以上 56日 未満 (%)	56日 以上 63日 未満 (%)	63日 以上 (%)	
環境系	27.4	5.9	4	10	23	56	6	1				100
生活系	26.8	6.2		19	17	59	3	2				95
健康系	28.2	7.8	1	12	20	59	5	3			1	174
総務・政策・企画系	29.4	7.8		12	12	64	7	1	3		1	134
商工観光労働系	27.4	6.7	5	6	32	54	2			2		65
土木系	29.7	8.4	1	12	7	66	8	2	1	3		136
農林水産系	26.2	6.7	3	20	22	47	6	1				95
警察系	28.0	4.6		11	11	74	4					27
教育系	28.2	8.9		18	15	60	1	4	1		1	84
全案件	28.1	7.5	2	13	17	59	5	2	1	1	0	910

この表 2-8 から各系統の平均と標準偏差は全案件に近く、分布も全案件と近い値になっていることがわかる。系統別による小さな違いはみられるものの、全体的に大きな違いがない。募集期間は系統別による違いはほとんどないと言える。

### 2-4-3-3 募集期間の条例・計画等別比較

条例・計画別の募集期間の平均と標準偏差と分布を表 2-9 に示す。

割合は、決まった募集期間の案件数/全体の募集期間の案件数。

表 2-9 条例・計画等別募集期間の平均と標準偏差と分布

計画・条例等	平均 (日)	標準 偏差 (日)	分布									案件 数 (件)
			7日 以上 14日 未満 (%)	14日 以上 21日 未満 (%)	21日 以上 28日 未満 (%)	28日 以上 35日 未満 (%)	35日 以上 42日 未満 (%)	42日 以上 49日 未満 (%)	49日 以上 56日 未満 (%)	56日 以上 63日 未満 (%)	63日 以上 (%)	
計画	27.4	7.0	1	16	18	58	5	1	0	0	0	354
条例	28.4	7.0	1	12	15	64	7	2			1	165
指針	29.1	10.9	4	15	9	60	7	4			2	55
プラン	28.1	6.6	1	13	18	61	5	1	1	1		108
構想	27.8	6.5	3	10	23	57	3		3			30
方針	29.2	7.0	4	5	14	66	5	4	2			56
ビジョン	26.0	7.9	4	23	15	50	4	4				26
ガイドライン	24.0	5.5		29	43	29						7
プログラム	31.8	6.4			6	75	13		6			16
方策	30.1	8.3		14		71		14				7
その他	29.6	7.8	1	8	23	57	5	3	1	3		113
全案件	28.1	7.5	1	13	17	60	5	2	1	1	0	937

この表 2-9 から各条例・計画等の平均と標準偏差は全案件に近く、分布も全案件と近い値になっていることがわかる。「ガイドライン」の分布が 21 日以上 28 日未満になっている以外は全体的に大きな違いはない。募集期間は条例・計画等別による違いはほとんどないと言える。

### 2-4-3-4 要項・指針の募集期間の設定と募集期間

#### 2-4-3-4-1 要項・指針の募集期間の設定

募集期間はパブコメ要綱、又は指針によって設定されており、神奈川県と福井県と大分県と愛知県を除き、期間が「原則として」又は「少なくとも」、「1ヶ月程度」又は「1ヶ月以上」となっている。

神奈川県は 30 日以上、福井県は 1 週間以上と書かれており、大分県は募集期間が設定されていない。愛知県の場合は実施要領の策定とされているので、募集期間の設定はない。

表 2-10 で都道府県の要綱・指針に記載されている募集期間を示す。

表 2-10 都道府県の募集期間の設定

そこで、29日、30日、31日を1ヵ月と考え、募集期間が29日以上32日未満・29日以

都道府県	募集期間の設定					
	原則・目安として	少なくとも	明記無し	一ヶ月以上	一ヶ月程度	その他
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
神奈川県						30日以上
新潟県						
富山県						
福井県						1週間以上
山梨県						
愛知県			実施要領			実施要領
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
島根県						
岡山県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						明記無し
宮崎県						

上となっている割合を比較する。



要綱・指針の募集期間の設定と実施状況を表 2-11 に示す。

割合は、都道府県ごとに、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数で出し、その平均を下記の割合としている。

表 2-11 要綱・指針の募集期間の設定と都道府県の募集期間の実施状況

	要綱・指針の設定	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	都道府県数(-)
1ヶ月以上	原則・目安として1ヶ月以上	70	57	10
	少なくとも1ヶ月以上	88	73	3
	1ヶ月以上	100	70	1
1ヶ月程度	原則・目安として1ヶ月程度	47	33	13
	少なくとも1ヶ月程度	50	0	1
	1ヶ月程度	60	47	1
その他	少なくとも1週間以上	13	7	1
	実施要領又は設定なし	49	45	2

要綱・指針の設定と実施状況を把握するにあたり、都道府県数が1つなのは信憑性に欠けるため比較の対象から省く。

#### 2-4-3-4-2 29日以上

29日以上の割合がもっとも多い設定は「少なくとも1ヶ月以上」である。そこで、「少なくとも1ヶ月以上」を「少なくとも」と「1ヶ月以上」と分けて考え、個別に割合が多くなっているのかを見る。

29日以上の割合で、「1ヶ月以上」と「1ヶ月程度」を比較する。

「原則・目安として1ヶ月以上」は70%、「原則・目安として1ヶ月程度」は47%なので「1ヶ月以上」と設定している都道府県の方が29日以上の割合は多い。

次に、「原則・目安として」と「少なくとも」を比較する。

「原則・目安として1ヶ月以上」は70%、「少なくとも1ヶ月以上」は88%なので「少なくとも」と設定している都道府県の方が29日以上の割合は多い。

以上のことから、29日以上の割合が多い要綱・指針の募集期間の設定で「少なくとも」「1ヶ月以上」の二つとも個別に割合が多くなっていることがわかる。

#### 2-4-3-4-3 29日以上32日未満

「原則・目安として1ヶ月以上」の29日以上32日未満は57%となっており、「原則・目安として1ヶ月程度」のは33%となっている。このことから、「1ヶ月程度」と設定しても「29日以上32日未満」の割合が増えるとは言えなく、むしろ逆に「1ヶ月以上」と設定した方が「29日以上32日未満」の割合が増えると考えられる。

#### 2-4-3-4-4 原則として1ヶ月以上

「原則・目安として1ヶ月以上」という設定の都道府県の割合を表2-12 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数。

表 2-12 募集期間の設定、「原則・目安として1ヶ月以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
神奈川県	98	68	47
北海道	92	80	25
栃木県	87	74	31
青森県	81	78	36
宮城県	77	54	13
大阪府	76	62	55
岩手県	70	51	74
香川県	64	57	14
岡山県	46	38	26
愛媛県	5	3	39
平均	70	57	36

29日以上の割合の平均は70%で、5%~98%までの幅がある。全体的に見ると70%台~90%台までが複数あるが、愛知県の5%、岡山県の46%等、全体から数値の離れた都道府県が見られる。

29日以上32日未満の割合の平均は57%で、3%~80%までの幅がある。全体的にみると、50%台~70%台までが複数あるが、愛知県の3%と岡山県の38%が全体の数値から離れている。

#### 2-4-3-4-5 少なくとも1ヶ月以上

「少なくとも1ヶ月以上」という設定の都道府県を表2-13 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-13 募集期間の設定、「少なくとも1ヶ月以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
福島県	96	74	23
滋賀県	87	79	63
秋田県	80	67	15
平均	88	73	34

29日以上となっている割合の平均は88%で、80%~96%までの幅となっており、各都道府県の割合が平均に近い。

29日以上32日未満の割合は73%で、67%~79%までの幅となっており、各都道府県の割合が平均に近い。

#### 2-4-3-4-6 1ヶ月以上

「1ヶ月以上」という設定の都道府県を表2-14 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-14 募集期間の設定、「1ヶ月以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上 (%)	29日以上32日未満 (%)	公表期間を公表している案件数 (件)
埼玉県	100	70	20

「原則・目安として」「少なくとも」が書かれておらず、「1ヶ月以上」となっている。「1ヶ月以上」のみの設定は埼玉県だけで、特殊な都道府県となっている。

29日以上となっている割合は100%となっているが、都道府県が1つしかないので「1ヶ月以上」の設定が100%だとは考えられない。

29日以上32日未満は70%となっているが、29日以上と同じく、都道府県が1つしかないので「1ヶ月以上」の設定が70%だとは考えられない。

#### 2-4-3-4-7 原則・目安として1ヶ月程度

「原則・目安として1ヶ月程度」という設定の都道府県を表 2-15 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-15 募集期間の設定、「原則・目安として1ヶ月程度」の都道府県と割合

都道府県	29日以上 (%)	29日以上32日未満 (%)	公表期間を公表している案件数 (件)
兵庫県	92	77	13
島根県	78	11	9
山形県	60	60	10
三重県	58	31	45
長崎県	55	50	22
山梨県	53	53	19
山口県	43	29	7
奈良県	40	20	5
大分県	38	33	24
群馬県	36	32	47
佐賀県	29	18	17
富山県	20	0	5
千葉県	13	13	8
平均	47	33	18

29日以上の割合の平均は47%で、13%から92%までの幅がある。全体的に見ると20%台～50%台までが複数あるが、兵庫県の92%、島根県の73%等、全体から数値の離れた都道府県が見られる。

29日以上32日未満の割合の平均は33%で、0%～77%までの幅がある。全体的に見ると、10%台～50%台までが複数あるが、富山県の0%、兵庫県の77%等、全体から数値の離れた都道府県が見られる。

#### 2-4-3-4-8 少なくとも1ヶ月程度

「少なくとも1ヶ月程度」となっている設定の都道府県を表 2-16 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-16 募集期間の設定、「少なくとも1ヶ月程度」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
新潟県	50	0	8

「少なくとも1ヶ月程度」となっている設定は新潟県だけで、特殊な都道府県となっている。

29日以上となっている割合は50%となっているが、都道府県が1つしかないので「少なくとも1ヶ月程度」の設定が50%だとは考えられない。

29日以上32日未満は0%となっているが、29日以上と同じく、都道府県が1つしかないので「少なくとも1ヶ月程度」の設定が0%だとは考えられない。

#### 2-4-3-4-9 1ヶ月程度

「1ヶ月程度」となっている設定の都道府県を表 2-17 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-17 募集期間の設定、「1ヶ月程度」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
徳島県	65	46	26
熊本県	65	51	49
京都府	50	45	40
平均	60	47	38

「1ヶ月程度」となっている設定は3都道府県である。

29日以上の割合の平均は60%で、50%~65%の幅があり、各都道府県の割合が平均に近い。

29日以上32日未満の割合の平均は47%で、45%~51%の幅があり、各都道府県の割合が平均に近い。

#### 2-4-3-4-10 少なくとも1週間以上

「少なくとも1週間以上」となっている設定の都道府県を表 2-18 に示す。

表 2-18 募集期間の設定、「少なくとも1週間以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
福井県	13	7	46

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

「少なくとも1週間以上」となっている設定は福井県だけである。

29日以上となっている割合は13%となっている。都道府県が1つしかないので「少なくとも1週間以上」の設定が13%だとは考えられない。

29日以上32日未満は7%となっているが、29日以上と同じく、都道府県が1つしかないので「少なくとも1週間以上」の設定が7%だとは考えられない。

#### 2-4-3-4-11 実施要領又は設定なし

「実施要領又は設定なし」となっている都道府県を表 2-19 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-19 募集期間の設定、「実施要領又は設定なし」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
宮崎県	55	45	11
愛知県	44	44	18
平均	49	45	15

「実施要領又は設定なし」の都道府県は愛知県と宮崎県で、

29日以上となっている割合の平均は49%となっている。44%と55%で大きな差はない。都道府県が2つしかないので「実施要領又は設定なし」が49%だとは考えにくい。

29日以上32日未満の平均は45%となっており、44%と45%で差はない。しかし、29日以上と同じく、都道府県が2つしかないので「実施要領又は設定なし」の設定が45%だとは考えられない。

#### 2-4-3-5 募集期間 14日、20日、21日

図 2-3 は都道府県の募集期間14日以上35日未満までを示したものである。

29日、30日、31日で、募集期間全体の約50%を占めていることがわかる。

全体を見ると、30日が最高数で曲線を描いているのだが、曲線の傾向に反して目立つのは14日、20日、21日である。2週間、3週間、はつかときりがいい数字が1ヵ月以外では多くなっている。

そこで14日、20日、21日の多さが一部の都道府県によるものなのかを見る。

募集期間が14日の案件数と割合を表 2-20 に示す。

割合は、14日の案件数/全体の期間の案件数

表 2-20 募集期間、14日の案件数と割合

都道府県	14日の案件数 (件)	割合 (%)	都道府県の公 表件数(件)
福井県	10	22	46
愛媛県	6	15	39
岩手県	4	5	74
佐賀県	4	24	17
三重県	2	4	45
大分県	2	8	24
栃木県	1	3	31
群馬県	1	2	47
千葉県	1	13	8
富山県	1	20	5
熊本県	1	2	49
合計	33		

この表は募集期間が14日の案件数と割合を示したもので、1件でもあったものを表 2-20 に示した。

0件が23都道府県。福井県が10件、22%。愛媛県が6件、15%と他の都道府県より多く、この2件で合計33件の約半数を占める。公表件数17件以上・割合が15%以上の福井県、愛媛県、佐賀県はこれからも、募集期間が14日の案件が出てくる可能性が他と比べて高いと考えられる。

募集期間が20日の案件数と割合を表 2-21 に示す。

割合は、20日の案件数/全体の期間の案件数

表 2-21 は募集期間が20日の案件数と割合を示したもので、1件でもあったものを表 2-21 に示した。

表 2-21 募集期間、20日の案件数と割合

都道府県	20日の案件数(件)	割合 (%)	都道府県の公 表件数(件)
群馬県	7	15	47
愛媛県	4	10	39
岩手県	4	5	74
大分県	3	13	24
香川県	2	14	14
愛知県	2	11	18
岡山県	2	8	26
千葉県	1	13	8
島根県	1	11	9
山形県	1	10	10
宮崎県	1	9	11
山梨県	1	5	19
長崎県	1	5	22
青森県	1	3	36
三重県	1	2	45
熊本県	1	2	49
滋賀県	1	2	63
合計	34		

0件が半数の17都道府県。群馬県が7件、15%と他に比べて多い。公表件数24件以上・

割合が10%以上の群馬県、愛媛県、大分県はこれからも募集期間が20日の案件が出てくる可能性が他と比べて高いと考えられる。

募集期間が21日の案件数と割合を表2-22に示す。

割合は、21日の案件数/全体の期間の案件数

この表は募集期間が21日の案件数と割合を示したもので、1件でもあったものを表2-22に示した。

表 2-22 募集期間、21日の案件数と割合

	21日の案件数(件)	割合(%)	都道府県の公表件数(件)
岡山県	6	23	26
福井県	5	11	46
三重県	4	9	45
群馬県	4	9	47
岩手県	4	5	74
大分県	3	13	24
宮崎県	2	18	11
山形県	1	10	10
秋田県	1	7	15
佐賀県	1	6	17
山梨県	1	5	19
長崎県	1	5	22
徳島県	1	4	26
愛媛県	1	3	39
京都府	1	3	40
熊本県	1	2	49
合計	37		

0件が約半数の18都道府県。岡山県が6件、23%。福井県が5件、11%と他に比べて多い。公表件数24件以上・割合が11%以上の岡山県、福井県、大分県はこれからも、募集期間が21日の案件が出てくる可能性が他と比べて高いと考えられる。

## 2-4-4 意見数

### 2-4-4-1 意見数の平均と標準偏差と分布

募集期間の平均は126.5件となっており、標準偏差は1557.4となっている。平均は126.5件と多いが、標準偏差が1557.4というバラツキとなっているので、意見数は特に意見数の多い案件があると予想できる。

以下、分布を示していく。

意見数について50件ごとの案件数を図2-6に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数。

最も多かったのは1件以上51件未満の58%。0件から50件だと、全体の約70%に及ぶ。

1件以上51件未満と51件以上を比べると4倍もの差がある。そのため、以下の図2-6で1件以上51件未満を詳しく示す。

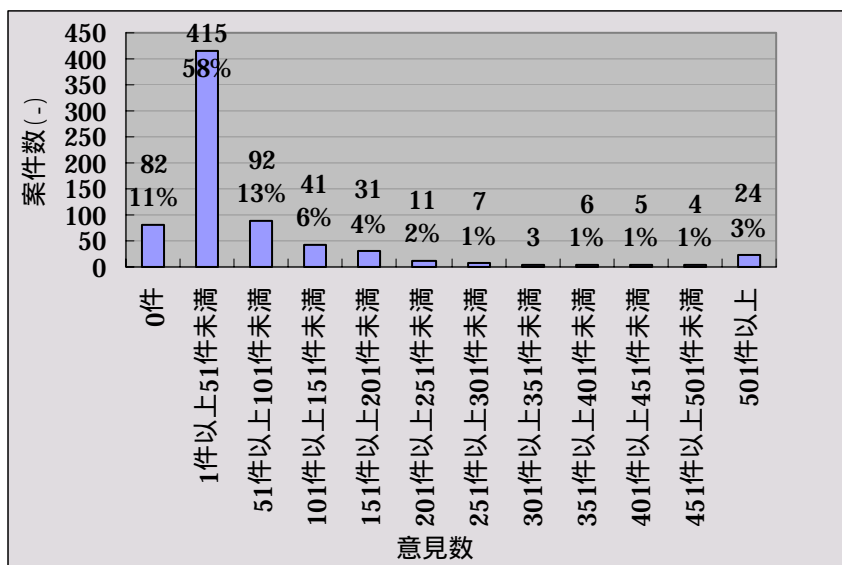


図 2-4 意見数ごとの案件数

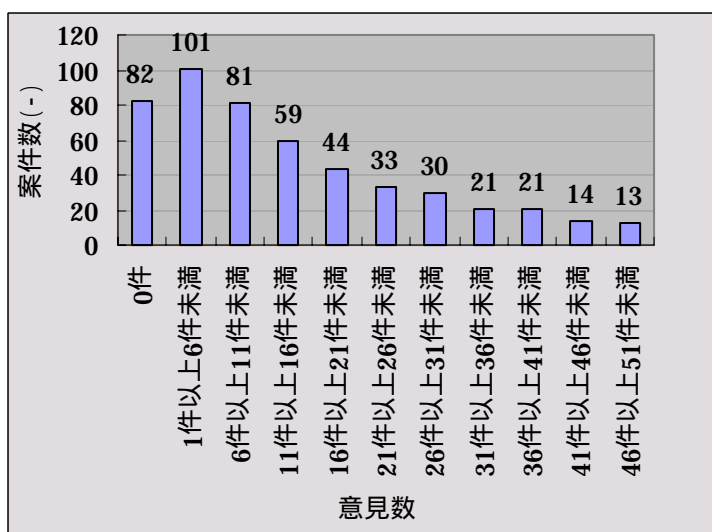


図 2-5 意見数ごとの案件数（0件以上51件未満）

件数の最も多い0件以上51件未満をさらに5件ごとに分類したものを図2-5に示す。

1件以上6件未満から46件以上51件未満にかけて案件数は減少していき、1件以上6件未満では101件あるが、46件以上51件未満では13件となっている。

また、以下の図2-6で0件から10件を詳しく示す。



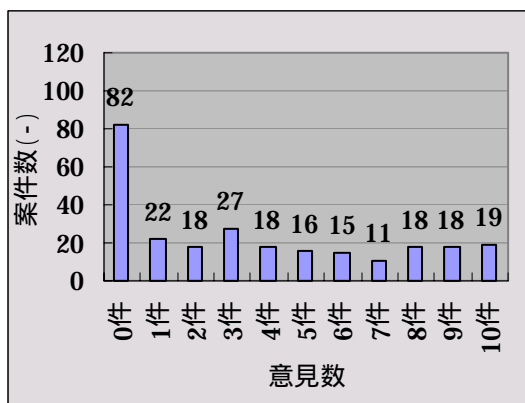


図 2-6 意見数ごとの案件数（0 件以上 11 件未満）

意見数について 0 件以上 11 件未満をさらに 1 件ごとに分類したものを図 2-6 に示す。

0 件が飛びぬけて多く、1 件から 10 件を 1 件ごとに案件数を比較しても特徴はない。

図 2-4 で 1 件以上 51 件未満が飛びぬけて多く見えたのは、意見数を 5 件ごとに考えた時に、1 件以上 51 件未満で案件数に急な右下がりの傾向があるからだとわかった。また、1 件から 10 件を比較しても特に、右下がりの傾向等は見られない。

また、図 2-4 より 501 件以上の案件名を意見数を表 2-23 に示す。

表 2-23 意見数 501 件以上の案件名と都道府県

意見数	都道府県	名称
506	大阪府	「大阪21世紀の環境総合計画策定
531	京都府	京都府男女共同参画推進条例（仮称）案
544	熊本県	熊本県人権教育・啓発基本計画（仮称）素案
576	群馬県	次期県総合計画 21世紀のプラン（案）
588	三重県	総合計画三重のくにつくり宣言第二次実施計画素案
595	三重県	新しい総合計画三重のくにつくり宣言第二次実施計画中間案
645	群馬県	次期群馬県障害者プラン（案）
645	熊本県	熊本県男女共同参画推進条例（素案）
673	滋賀県	（仮称）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（案）
697	神奈川県	少子化時代の子育て支援取組指針（案）
704	山梨県	県立女子短期大学改革の基本方針について（中間公表）
762	兵庫県	行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み
774	滋賀県	健康滋賀 21プラン（仮称）素案
935	滋賀県	滋賀県男女共同参画推進条例要綱案
989	大阪府	大阪府男女共同参画推進条例案骨子
1050	愛媛県	瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画（案）
1199	岩手県	健康いわて21プラン
2373	神奈川県	第 9 次神奈川県鳥獣保護事業計画改定
2382	大阪府	大阪府行財政計画（素案）
2738	神奈川県	神奈川力構想・プロジェクト 5 1（新総合計画）
3408	島根県	県立学校後期再編成計画
5238	岩手県	県立病院改革基本プラン（案）
25472	滋賀県	滋賀県人権尊重の社会づくり条例要綱案
50411	滋賀県	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案

表 2-23 より、意見数が 501 件以上の案件は 24 あり、この 24 案件が意見数のバラツキ（標準偏差）を広げていると考えられる。

都道府県の中で最も意見が多かったのは滋賀県の滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例案要綱の約 5 万件であった。次に多いのは滋賀県の滋賀県人権尊重の社会づくり条例案要綱案の約 2 万 5 千件であった。3 番目からは 5000 件となっており、1000 件以上の案件は 8 案件となっている。

501 件以上の案件を都道府県ごとに分けると、以下の表 2-24 のようになった。

意見数 501 件以上の案件と都道府県の数を表 2-24 に示す。

表 2-24 意見数 501 件以上の案件と都道府県名

都道府県	案件数(件)
滋賀県	5
大阪府	3
神奈川県	3
岩手県	2
群馬県	2
三重県	2
熊本県	2
山梨県	1
京都府	1
兵庫県	1
島根県	1
愛媛県	1

表 2-24 より滋賀県が 5 案件ある。次に多いのは大阪府、神奈川県の 3 案件となっている。

図 2-4 が都道府県の意見数ごとの案件数と割合を示した図で、この図 2-4 の意見数ごとの割合が都道府県別・系統別・条例・計画等別によって違いが出てくるのかを知る。

#### 2-4-4-1 意見数の都道府県別比較

都道府県別の意見数の平均と標準偏差と分布を「平均」で降順にしたものを表 2-25 に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数

意見数は都道府県別の人口で割っている。また、パブリックコメントの要綱・指針には提出権をもつものは「県民」が 17、「県民等」が 17 と 50%ずつとなっている。

表 2-25 より平均は 3.8 件～948.4 件までで、標準偏差は 1.8～5092.8 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と相関と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くととも 0 件と 1 件以上 51 件未満が特に少なくないことから、平均が高くなっているのは個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

1 件以上 51 件未満の割合は 5%～100%と大きさは異なり、愛知県を除いてすべての都道府県では、「割合の軸（最も多い割合）」は 1 件以上 51 件未満となっている。このことから

都道府県別に意見数が異なる傾向があると考えられる。

以上のことから、都道府県別に意見数が異なるという傾向も考えられ、特に個々の案件で都道府県に関係なく意見数が多いものがあると言える。

表 2-25 都道府県別意見数の平均と標準偏差と分布

都道府県	平均 (件)	標準偏 差 (件)	分布												案件 数 (件)
			0件 ( %)	1件 以上 51件 未満 (%)	51件 以上 101 件未 満 (%)	101 件以 上 151 件未 満 (%)	151 件以 上 201 件未 満 (%)	201 件以 上 251 件未 満 (%)	251 件以 上 301 件未 満 (%)	301 件以 上 351 件未 満 (%)	351 件以 上 401 件未 満 (%)	401 件以 上 451 件未 満 (%)	451 件以 上 501 件未 満 (%)	501 件以 上 (%)	
滋賀県	948.4	5092.8	13	43	16	10	3	5		2	2			8	63
島根県	729.9	1721.1	11	33	11	22	11							11	9
岩手県	175.4	642.3	26	41	9	3	9				3	3		6	34
徳島県	106.3	116.8		50	21	4	13	8			4				24
山梨県	81.9	172.9		63	21	11								5	19
愛媛県	59.8	181.1		86	7									7	14
富山県	54.3	56.1		60		40									5
大分県	45.1	95.0	13	63	6	6	6						6		16
群馬県	44.6	82.7	20	54	3	3	6		3			6		6	35
宮崎県	41.8	69.8	9	64	18				9						11
神奈川県	36.9	72.0	3	28	21	7	10	3	3	7	3		3	10	29
三重県	36.9	79.9	3	76	10			3						7	29
長崎県	35.8	60.4		76	6	6	6				6				17
栃木県	30.5	36.6	3	60	13	7	10	3	3						30
香川県	30.2	60.7	20	60	7	7		7							15
福井県	27.1	26.5		80	20										5
熊本県	27.0	63.2	4	75	15	2								4	48
兵庫県	24.5	38.2		46	23	15							8	8	13
京都府	23.5	40.1	5	71	5	8	5					3		3	38
佐賀県	16.4	40.9	33	60		7									15
福島県	14.9	25.6	24	52	19			5							21
宮城県	14.7	30.5	25	67					8						12
秋田県	14.7	14.9		90	10										10
愛知県	14.3	5.8		5	58	21	16								19
新潟県	13.2	14.4		75	25										4
大阪府	12.6	37.6	8	60	13	5	5		2			2		5	60
青森県	12.2	17.5	39	53	8										38
埼玉県	11.5	10.2		42	17	25	8	8							12
北海道	11.0	18.1	19	54	8	8	4	4					4		26
山口県	10.9	9.3		100											5
岡山県	10.1	19.2	12	81	4		4								26
奈良県	5.8	1.8		100											3
山形県	5.4	3.5	14	86											7
千葉県	3.8	3.4	25	50	25										8
全案件	126.5	1557.4	11	58	13	6	4	2	1	0	1	1	1	3	720

また、意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだろうと予想する。

都道府県別に意見数が異なるのかを系統別、条例・計画別と比較できるようにするために、0件以上51件未満の案件を10件以上実施している都道府県と意見数で相関比を求めた。なお、信頼性を高めるため0件以上51件未満の案件を10件以上実施している都道府県で値を出した。相関比は0.15。P値は0となり信頼性の高い数値となった。

#### 2-4-4-2 意見数の系統別比較

系統別に意見数ごとの案件数の割合を表2-26に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数

表 2-26 系統別意見数の平均と標準偏差と分布

系統	平均(件)	標準偏差(件)	分布												案件数(件)
			0件以上51件未満(%)	1件以上101件未満(%)	51件以上151件未満(%)	101件以上201件未満(%)	151件以上251件未満(%)	201件以上301件未満(%)	251件以上351件未満(%)	301件以上401件未満(%)	351件以上451件未満(%)	401件以上501件未満(%)	451件以上501件以上(%)		
環境系	497.0	4072.6	1	61	14	6	11	1						5	80
生活系	22.3	50.1	15	59	18	1	1	1					1	3	74
健康系	67.2	326.3	7	60	11	7	1	3	2	1			1	1	143
総務・政策・企画系	221.0	1718.8	5	54	16	7	4	1	1		3	1	1	7	116
商工観光労働系	23.8	45.7	16	62	6	10	2	2						2	50
土木系	20.8	48.8	28	51	10	4	3	1	1	1	1				99
農林水産系	17.3	37.3	19	67	10		3	1							70
警察系	20.0	56.4	15	69	8	4						4			26
教育系	144.0	706.2	2	47	16	11	11	3	2				3	5	62
全案件	126.5	1557.4	11	58	13	6	4	2	1	0	1	1	1	3	720

表2-26より平均は17.3件~497件までで、標準偏差は37.3~4072.6まであり、平均と標準偏差の相関はほぼ1と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、1件以上51件未満の割合が平均に近いことから個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

よって、系統別に意見数が異なる傾向はなく、個々の案件で系統別に関係なく意見数が多いものがあると言える。

また、意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだろうと予想する。

系統別に意見数が異なるのかを都道府県別、条例・計画別と比較できるようにするために、系統と意見数で相関比を求めた。なお、信頼性を高めるため0件以上51件未満で値を出した。相関比は0.06。P値は0.0003となり信頼性の高い数値となった。

#### 2-4-4-3 意見数の条例・計画等別比較

計画・条例等別に意見数ごとの案件数の割合を表2-27に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数

この表 2-27 より平均は 16.9 件～438.6 件までで、標準偏差は 31.1～3511.1 まであり、平均と標準偏差の相関はほぼ 1 と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、1 件以上 51 件未満の割合が平均に近いことから個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

よって、条例・計画等別に意見数が異なる傾向はなく、個々の案件で条例・計画等に関係なく意見数が多いものがあると言える。

また、意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだらうと予想する。

条例・計画別に意見数が異なるのかを都道府県別、系統別と比較できるようにするために、条例・計画等と意見数で相関比を求めた。なお、条例・計画等の P 値を下げるために、条例・計画等の分類を条例 = 条例。計画 = 計画、プラン、構想、ビジョン、プログラム。指針 = 指針、方針、ガイドライン。その他 = その他、方策。とし、信頼性を高めるため 0 件以上 51 件未満で値を出した。相関比は 0.01。P 値は 0.15 となり信頼性の低い数値となったが相関比が極端に低いため信頼性が低くても比較できると判断する。

表 2-27 条例・計画等別意見数の平均と標準偏差と分布

計画・条例等	平均 (件)	標準偏差 (件)	分布												案件数 (件)
			0件 (%)	1件 以上 51件 未満 (%)	51件 以上 101 件未 満 (%)	101 件以 上 151 件未 満 (%)	151 件以 上 201 件未 満 (%)	201 件以 上 251 件未 満 (%)	251 件以 上 301 件未 満 (%)	301 件以 上 351 件未 満 (%)	351 件以 上 401 件未 満 (%)	401 件以 上 451 件未 満 (%)	451 件以 上 501 件未 満 (%)	501 件以 上 (%)	
計画	58.6	346.2	12	55	13	7	6	1	1		1	1	0	4	273
条例	438.6	3511.1	17	57	10	2	4	3	1	1			1	4	136
指針	21.7	34.4	2	74	6	6		4		2			2	2	47
プラン	99.6	410.0	4	55	16	9	4	2				2	1	5	91
構想	31.3	53.1	10	62	14	5	5				5				21
方針	48.1	124.2	14	55	18	2	4	2	2		2			2	51
ビジョン	16.9	31.1	6	78	11	6									18
ガイドライン	18.6	29.0	17	67	17										6
プログラム	26.8	39.9		64	18	9			9						11
方策	33.5	51.6		80										20	5
その他	25.2	47.2	13	59	13	8	3	1	1		1				86
全案件	126.5	1557.4	11	58	13	6	4	2	1	0	1	1	1	3	745

#### 2-4-4-4 意見数の都道府県別、系統別、条例・計画別の数量化一類

意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだらうと予想する。

ここで、意見数が都道府県、系統、条例・計画によって意見数が増えているかを知るために、数量化一類を行う。

なお、信頼性を高めるため 0 件以上 51 件未満の案件を 10 件以上実施している都道府県、条例・計画等の分類を条例 = 条例。計画 = 計画、プラン、構想、ビジョン、プログラム。

指針 = 指針、方針、ガイドライン。その他 = その他、方策。とまとめて値を出す。結果を表 2-28 に示す。

表 2-28 レンジ・目的変数と説明要因の相関係数

項目名	レンジ		単相関		偏相関	
	値	順位	値	順位	値	順位
都道府県	27.9959	1位	0.3820	1位	0.4151	1位
系統	9.9457	2位	0.2405	2位	0.2848	2位
条例・計画等	3.5405	3位	0.1101	3位	0.1178	3位

続いて、カテゴリースコアグラフを図 2-7 に示す。

この表 2-28 から都道府県別の単相関が 0.38、系統別の単相関が 0.24、条例・計画別の単相関が 0.11 となった。このなかで、都道府県別が最も相関があり、都道府県によって意見数が動くとわかる。また、系統別でも相関はあり、都道府県別ほどではないが、系統別によって意見数が動くとわかる。また、条例・計画等別では都道府県別、系統別より相関が少ない。

また、図 2-7 のカテゴリースコアグラフより都道府県別では神奈川県が最も意見数が多く、佐賀県が最も意見数が低い。

系統別では「総務・政策・企画」「生活」「環境」は意見数が多く、商工観光労働では意見数は少なかった。また、「健康」も少ない結果となった。

条例・計画別で目立つのは「条例」の意見数が低いことだった。また、指針、計画は似たような数値となった。

カテゴリースコアグラフを見ると都道府県別に大きな差があることがわかる。

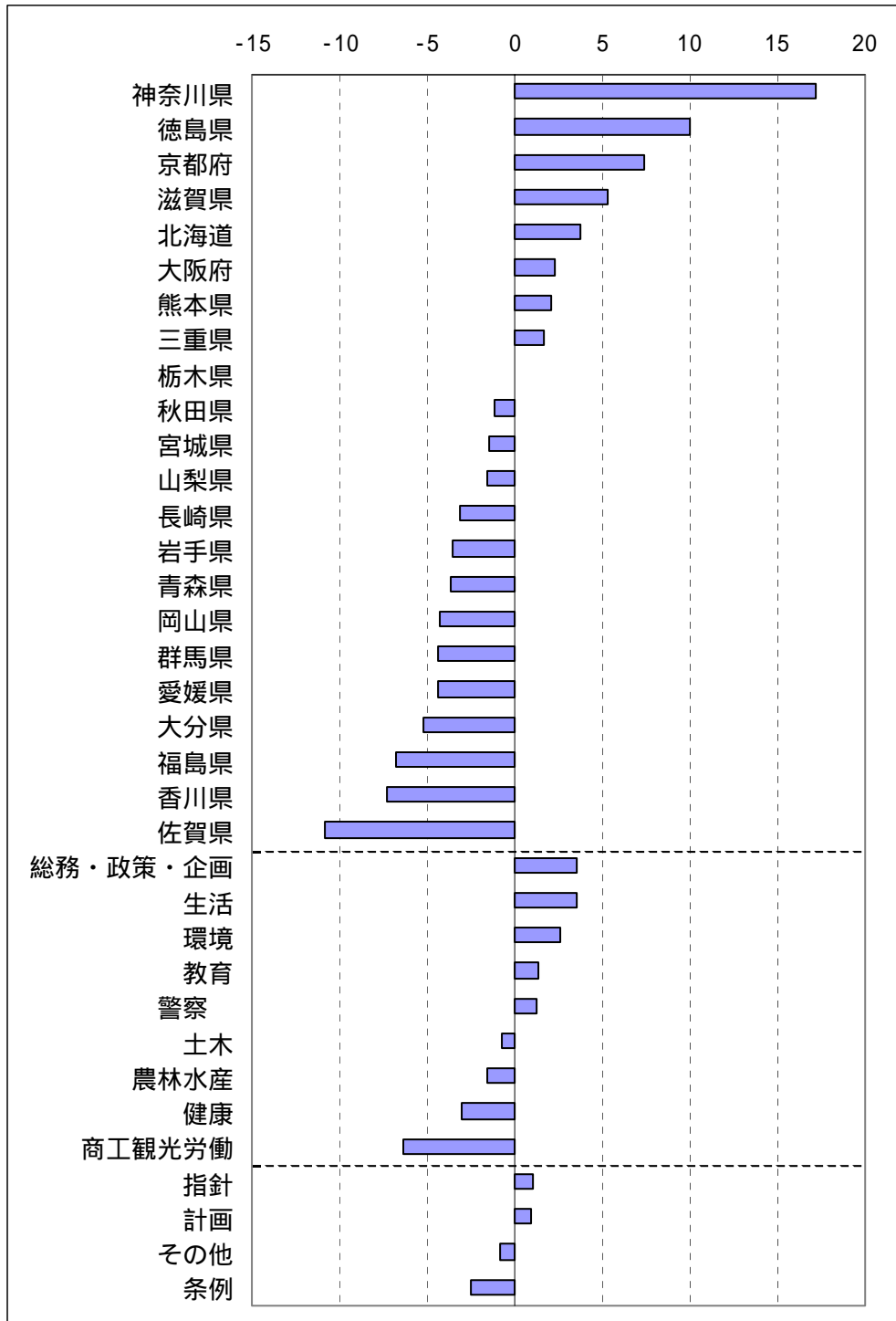


図 2-7 意見数のカテゴリースコアグラフ

## 2-4-5 変更数

### 2-4-5-1 変更数の平均と標準偏差と分布

変更数の平均は2.6件となっており、標準偏差は6.7となっている。平均は2.6件なのに対し、標準偏差は6.7という平均より多いバラツキとなっているので、0件と変更数があるもので分かれていると予測できる。

以下、分布を示していく。

変更数について、5個所ごとの案件数を図2-8に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の変更数の案件数

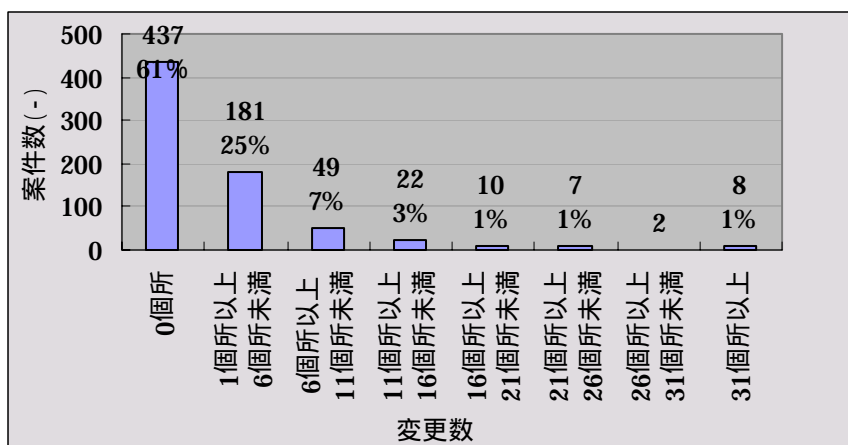


図 2-8 変更数ごとの案件数

最も多かったのは0個所の61%。0個所以上6個所未満だと、全体の約85%に及ぶ。

1個所以上6個所未満と6個所以上11個所未満を比べると3倍以上の差がある。以下の図2-9で1個所以上6個所未満を詳しく示す。

意見数について0個所以上11個所未満をさらに1個所ごとに分類したものを図2-9に示す。

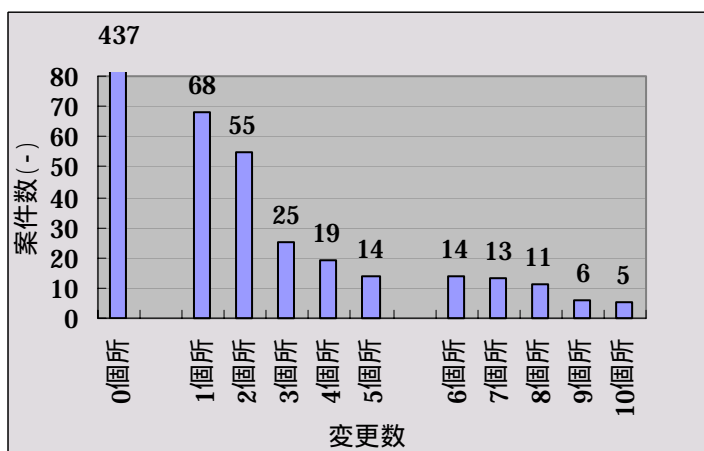


図 2-9 変更数ごとの案件数 (0個所以上11個所未満)



1 個所ごとに見ると、0 個所が 1 個所から 10 個所に比べ、飛びぬけて多く、1 個所から 3 個所で半減しており、後はなだらかに少なくなっている。

また、図 2-9 より、変更数が 31 個所以上の案件名と都道府県を表 2-29 に示す。

表 2-29 変更数 31 箇所以上の案件名と都道府県

変更数 (個所)	都道府県	案件名
39	滋賀県	「淡海ゴールドプラン2000」見直し案
41	埼玉県	新障害者プラン(仮称)案
33	神奈川県	かながわ産業活性化指針(仮称)の策定
43	神奈川県	かながわ障害者計画(仮称)原案
60	神奈川県	かながわ人権施策推進指針の骨子案
68	神奈川県	神奈川県男女共同参画計画の骨子案
61	神奈川県	ツインシティ整備計画(案)の策定
53	徳島県	徳島県人権教育推進方針

表 2-29 より変更数が 31 箇所以上の案件数は 8 となった、変更箇所の最も多かったのは神奈川県の神奈川県男女共同参画計画の骨子案の 68 個所であり、また、ツインシティ整備計画(案)でも 61 箇所、かながわ人権施策推進指針の骨子案でも 60 変更箇所となっている。その他は 30 台が 2 案件、40 台が 2 案件、50 台が 1 案件となっている。

都道府県別にみると神奈川県が 5 都道府県もあり、その他は都道府県が各 1 案件となっている。

図 2-8 の変更数ごとの割合が都道府県別・系統別・条例・計画等別によって違いが出てくるのかを知る。

#### 2-4-5-1 変更数の都道府県別比較

都道府県別に変更数ごとの案件数の割合を 1 件以上 51 件未満で降順にしたものを表 2-30 に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の変更数の案件数

表 2-30 より平均は 0 個所～10.3 個所までで、標準偏差は 0～20.3 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と相関と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも 0 個所と 1 個所 6 個所未満が多いことから、平均が高くなっているのは個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

0 箇所の割合は 15%～100%と大きさは異なり、ほとんどの都道府県では、「割合の軸(最も多い割合)」は 0 箇所となっているが、兵庫県と埼玉県は 1 箇所以上 6 箇所未満に「割合の軸」がある。このことから都道府県別に変更数が異なる傾向があると考えられる。

以上のことから、都道府県別に変更数が異なるという傾向も考えられ、特に個々の案件で都道府県に関係なく変更数が多いものがあると言える。

表 2-30 都道府県別変更数の平均と標準偏差と分布

	平均 (個所)	標準 偏差 (個所)	分布							案件 数 (件)	
			0件 (%)	1件以 上6件 未満 (%)	6件以 上11件 未満 (%)	11件以 上16件 未満 (%)	16件以 上21件 未満 (%)	21件以 上26件 未満 (%)	26件以 上31件 未満 (%)		31件以 上(%)
神奈川県	10.3	20.3	45	34	3					17	29
兵庫県	6.8	7.2	15	46	23			15			13
滋賀県	5.8	7.0	29	30	22	10	6	2		2	63
岩手県	4.8	7.7	51	20	9	11		3	6		35
新潟県	4.5	7.2	50	25			25				4
埼玉県	4.1	11.2	42	50						8	12
大阪府	3.4	5.9	47	35	8	3	2	5			60
山梨県	3.4	5.4	47	32	5	11	5				19
徳島県	2.5	10.5	75	21						4	24
北海道	2.4	3.8	46	38	8	8					24
秋田県	1.9	3.2	50	40		10					10
三重県	1.9	3.8	69	14	14		3				29
熊本県	1.8	2.9	46	46	4	4					48
福井県	1.8	3.1	60	20	20						5
愛媛県	1.8	2.5	53	33	13						15
福島県	1.8	4.9	81	10		5	5				21
群馬県	1.7	3.0	51	40	6	3					35
長崎県	1.6	1.9	44	44	6	6					18
山口県	1.4	2.8	80		20						5
香川県	1.4	2.6	73	13	13						15
愛知県	1.4	1.9	47	47	5						19
宮城県	1.3	2.4	67	17	17						12
山形県	1.1	1.7	57	43							7
栃木県	1.0	3.7	83	13			3				30
岡山県	0.5	1.5	85	12	4						26
大分県	0.5	1.7	88	6	6						16
佐賀県	0.5	1.3	80	20							15
宮崎県	0.5	0.8	73	27							11
千葉県	0.1	0.3	88	13							8
青森県	0.0	0.0	100								33
富山県	0.0	0.0	100								5
京都府	0.0	0.0	100								38
奈良県	0.0	0.0	100								3
島根県	0.0	0.0	100								9
全案件	2.6	6.7	61	25	7	3	1	1	0	1	716

### 2-4-5-2 変更数の系統別比較

系統別に変更数ごとの案件数の割合を表 2-31 に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の変更数の案件数

表 2-31 系統別変更数の平均と標準偏差と分布

系統	平均 (個所)	標準 偏差 (個所)	分布								案件 数 (件)
			0個所 (%)	1個所 以上6 個所未 満 (%)	6個所 以上11 個所未 満 (%)	11個所 以上16 個所未 満 (%)	16個所 以上21 個所未 満 (%)	21個所 以上26 個所未 満 (%)	26個所 以上31 個所未 満 (%)	31個 所以上 (%)	
環境系	2.2	4.2	51	36	7	4	1	1			81
生活系	1.2	2.4	70	21	8	1					73
健康系	4.2	10.0	50	31	9	4	2	1		3	143
総務・政策・企 画系	3.0	5.8	59	26	3	4	3	3	1		115
商工観光労働系	1.9	5.6	66	24	6			2		2	50
土木系	2.1	7.2	72	16	7	2			1	1	97
農林水産系	1.4	3.6	71	20	3	4	1				70
警察系	0.7	1.8	76	16	8						25
教育系	3.2	7.7	55	27	10	3	3			2	62
全案件	2.6	6.7	61	25	7	3	1	1	0	1	716

表 2-31 より平均は 0.7 箇所～4.2 箇所までで、標準偏差は 1.8～10 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、各系統の 0 箇所・1 箇所以上 6 箇所未満の割合は平均と近く、個々の案件で変更数の特に多いものがあると考えられる。

よって、系統別に変更数が異なる傾向はなく、個々の案件で系統等に関係なく意見数が多いものがあると言える。

### 2-4-5-3 変更数の条例・計画等別比較

計画・条例別に変更数ごとの案件数の割合を表 2-32 に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の意見数の案件数

表 2-32 より平均は 1.2 箇所～5.2 箇所までで、標準偏差は 2.8～10.4 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、各計画・条例等の 0 箇所・1 箇所以上 6 箇所未満の割合は方策以外では平均と近く、個々の案件で変更数の特に多いものがあると考えられる。

よって、条例・計画等別に変更数が異なる傾向はなく、個々の案件で系統等に関係なく意見数が多いものがあることがわかった。

表 2-32 条例・計画等別変更数の平均と標準偏差と分布

計画・条例等	平均 (個所)	標準 偏差 (個所)	分布								案件 数 (件)
			0個所 (%)	1個所 以上6 個所未 満 (%)	6個所 以上11 個所未 満 (%)	11個所 以上16 個所未 満 (%)	16個所 以上21 個所未 満 (%)	21個所 以上26 個所未 満 (%)	26個所 以上31 個所未 満 (%)	31個 所以上 (%)	
計画	3.0	7.7	57	27	7	3	2	2	0	1	275
条例	1.2	3.2	72	21	4	2	1				135
指針	5.2	10.4	47	26	15	4	2	2		4	47
プラン	3.3	7.2	54	29	9	3	1		1	2	89
構想	1.7	2.8	62	29	10						21
方針	2.9	8.0	52	38	2	6				2	48
ビジョン	1.9	2.9	50	39	6	6					18
ガイドライン	1.5	2.9	67	17	17						6
プログラム	1.3	2.3	64	27	9						11
方策	2.8	2.3	20	60	20						5
その他	1.8	4.7	72	16	5	5		1	1		86
全案件	2.6	6.7	60	26	7	3	1	1	0	1	741

#### 2-4-6 公表方法

都道府県の案件中 1006 件中、募集要項が公表されていたのが 215 件。

その中でホームページ、窓口配布、その他の公表方法が明記されているかの割合を表 2-33 に示す。

表 2-33 公表方法と割合

公表方法	案件数(件)	割合(%)
ホームページ	180	84
窓口配布	123	57
報道発表	3	1
新聞・雑誌等による広報	0	0
広報誌(紙)掲載	0	0
県政記者クラブ	2	1
望む者に郵送	6	3
募集要項を公表している件数	215	

ホームページに 84%の案件が示しているが、窓口配布については 57%と低い。この情報はホームページにより収集したので、ホームページは 100%のはずなのだが、84%となっている。ホームページで公表しているが記載していない案件は 16%あることから、窓口配布やその他の公表方法も公表はしているが、記載していない案件があると予想される。

各都道府県のパブリックコメントの要綱・指針では香川県と長崎県以外では公表方法は窓口配布とホームページの公表を基本とし、必要があれば、その他の公表方法をするように明記されている。窓口配布がホームページより低いということは、窓口配布よりホームページに掲載することの方が重要だと考えている案件が多いということが考えられる。

募集要項を公表している 215 件中、都道府県別にホームページ、窓口配布、その他の公

表方法が明記されているかの割合を表 2-34 に示す。募集要項を公表している都道府県は 17 つである。

募集要項の公表の割合は、募集要項を公表している案件数/都道府県の案件数

ホームページの割合は、ホームページへの掲載/募集要項を公表している案件数

窓口配布の割合は、窓口配布/募集要項を公表している案件数

表 2-34 募集要項を公表している都道府県と公表方法

都道府県	都道府県の案件数(件)	募集要項を公表している案件数(件)	ホームページへの掲載	窓口配布	報道発表	新聞・雑誌等による広報	広報誌(紙)掲載	その他	募集要項の公表の割合(%)	ホームページの割合(%)	窓口配布の割合(%)
神奈川県	48	18	18	18					38	100	100
大分県	24	9	9	9					38	100	100
秋田県	16	8	8	8					50	100	100
宮崎県	11	2	2	2					18	100	100
宮城県	13	1	1	1	1				8	100	100
長崎県	22	1	1	1					5	100	100
福島県	23	1	1	1					4	100	100
岩手県	74	1	1	1					1	100	100
北海道	74	4	4	3					5	100	75
滋賀県	65	63	63	7					97	100	11
千葉県	8	1	1	0				1	13	100	0
愛媛県	39	38	36	36					97	95	95
山梨県	19	19	18	18					100	95	95
大阪府	76	7	6	5					9	86	71
富山県	5	3	2	2					60	67	67
奈良県	5	3	2	2					60	67	67
三重県	62	31	7	9	2			7	50	23	29
島根県	9	2	0	0					22	0	0
徳島県	26	3	0	0					12	0	0

募集要項に関しては、募集期間が終わればホームページから削除されることがあるため、この表 2-34 ではホームページへの掲載の割合と窓口配布の割合に着目する。

公表方法についてはホームページと窓口以外では三重県と千葉県と宮城県が明記しており、他の 14 都道府県では書かれていない。また、窓口配布を明記している案件は、三重県の 2 つの案件を除き、ホームページへの掲載を明記している案件であった。

そして、募集項目を公表している案件数が 31 件でホームページ、窓口配布の割合が 30% 以下の三重県は他の都道府県と比べ、今後も募集要項に公表方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

## 2-4-7 提出方法

都道府県の案件数 1006 件中、募集要項が公表されていたのが 215 件。

その中で郵便、電子メール、ファクシミリ、直接提出の提出方法が明記されているかの割合を表 2-35 に示す。

表 2-35 提出方法と割合

提出方法	案件数(件)	割合(%)
郵便	194	90
電子メール	194	90
ファクシミリ	190	88
直接提出	2	1
募集要項を公表している件数	215	

郵便、電子メールともに 90%の案件が示し、ファクシミリについては、88%の案件が示している。直接提出は 1%とごくわずかであった。

募集要項が公表されている 215 件の中で都道府県別に郵便、電子メール、ファクシミリ、直接提出の提出方法が明記されているかの割合を表 2-36 に示す。募集要項を公表している都道府県は 17 つである。

募集要項の公表の割合は、募集要項を公表している案件数/都道府県の案件数

郵便・電子メールの割合は、郵便・電子メール/募集要項を公表している案件数

ファクシミリの割合は、ファクシミリ/募集要項を公表している案件数

募集要項に関しては、募集期間が終わればホームページから削除されることがあるため、この表 2-36 では郵便・電子メールの割合とファクシミリの割合に着目する。

郵便を明記している案件にはすべて、電子メールも明記されている。また、ファクシミリも大分県、北海道、山梨県に含まれる 4 案件を除くすべての案件に郵便、電子メールが共に明記されている。

提出方法については郵便と電子メールとファクシミリ以外では神奈川県だけが、直接提出を明記していた。また、募集要項を公表している案件数が 19 件で郵便、電子メール、ファクシミリの割合がともに 60%以下の山梨県は今後も募集要項に提出方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

表 2-36 募集要項を公表している都道府県と提出方法

都道府県	都道府県の案件数(件)	募集要項を公表している案件数(件)	郵便	電子メール	ファクシミリ	直接提出	募集要項の公表の割合(%)	郵便・電子メールの割合(%)	ファクシミリの割合(%)
滋賀県	65	63	63	63	63		97	100	100
奈良県	5	3	3	3	3		60	100	100
秋田県	16	8	8	8	8		50	100	100
神奈川県	48	18	18	18	18	2	38	100	100
宮崎県	11	2	2	2	2		18	100	100
千葉県	8	1	1	1	1		13	100	100
宮城県	13	1	1	1	1		8	100	100
長崎県	22	1	1	1	1		5	100	100
福島県	23	1	1	1	1		4	100	100
岩手県	74	1	1	1	1		1	100	100
大分県	24	9	9	9	7		38	100	78
北海道	74	4	4	4	3		5	100	75
愛媛県	39	38	36	36	36		97	95	95
三重県	62	31	27	27	27		50	87	87
大阪府	76	7	6	6	6		9	86	86
富山県	5	3	2	2	2		60	67	67
山梨県	19	19	10	10	9		100	53	47
徳島県	26	3	1	1	1		12	33	33
島根県	9	2					22	0	0

#### 2-4-8 回答の対応を示すもの

回答の対応を示すものにおける案件数と割合を表 2-37 に示す。

表 2-37 回答の対応を示すものと割合

表現方法	案件数(件)	割合(%)
修正した個所を修正前・修正後で表現	6	1
意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現	104	18
結果を公表している案件	579	100

都道府県の案件中 1006 件中、結果が公表されていたのが 579 件。

回答の対応を示す方法としては 2 種類に分けられる。6 件あった修正した個所のみの対応を示すものと記載済み、修正、参考、その他等に対応全般に対して示すものが 104 件ある。

その結果の中で回答の対応を示す案件が 110 件と結果が公表されていた案件の 18%あった。

結果を公表していた 579 件の中で修正した個所を都道府県別に、修正前・修正後、意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現という回答の対応を示すものが明記されているかの割合を表 2-38 に示す。

結果の公表の割合は、結果を公表している案件数/都道府県の案件数

修正前・修正後の割合は、修正した個所を修正前・修正後で表現/結果を公表している案件数

「記載済み、修正、参考、その他」の割合は、意見に対する対応を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現/募集要項を公表している案件数

表 2-38 結果を公表している都道府県と回答の対応を示すもの

都道府県	都道府県の案件数 (件)	結果を公表している 案件数 (件)	修正した個所を修正 前・修正後 で表現	意見に対する 回答を 「記載済み、修正、 参考、その他」などで 表現	結果の 公表の 割合 (%)	修正 前・修 正後の 割合 (%)	「記載 済み、 修正、 参考、 その他」 の割合 (%)
大阪府	76	58	3		76	5	0
滋賀県	65	63	3		97	5	0
新潟県	8	4		4	50	0	100
熊本県	49	42		41	86	0	98
長崎県	22	16		12	73	0	75
岩手県	74	23		17	31	0	74
神奈川県	48	26		16	54	0	62
島根県	9	5		2	56	0	40
宮崎県	11	10		2	91	0	20
徳島県	26	10		1	38	0	10
三重県	62	25		2	40	0	8
愛媛県	39	15		1	38	0	7
山梨県	19	19			100	0	0
兵庫県	13	13			100	0	0
愛知県	20	18			90	0	0
京都府	40	36			90	0	0
香川県	15	12			80	0	0
宮城県	13	10			77	0	0
山口県	7	5			71	0	0
岡山県	26	18			69	0	0
山形県	10	6			60	0	0
奈良県	5	3			60	0	0
群馬県	47	28			60	0	0
秋田県	16	9			56	0	0
大分県	24	13			54	0	0
千葉県	8	4			50	0	0
埼玉県	21	9			43	0	0
福島県	23	7			30	0	0
北海道	74	22			30	0	0
佐賀県	17	4			24	0	0
富山県	5	1			20	0	0
栃木県	32	5			16	0	0
福井県	46	5			11	0	0
青森県	36	3			8	0	0

都道府県の案件中 1006 件中、結果が公表されていたのが 579 件。

結果を公表している 34 の都道府県の中で大阪府と滋賀県の 2 の都道府県が修正した個所を修正前・修正後で表現している案件を持ち、また、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、島根県、宮崎県、徳島県、三重県、愛媛県の 10 の都道府県が意見に対する回答



を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現をしている案件を持つ。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県は修正の表現をしている案件が 10 件以上あり、割合も半数以上となっているので、今後も修正を表現する可能性が高いと考えられる。

#### 2-4-9 募集期間と意見数の相関関係

募集期間と意見数の相関図を図 2-10 に示す

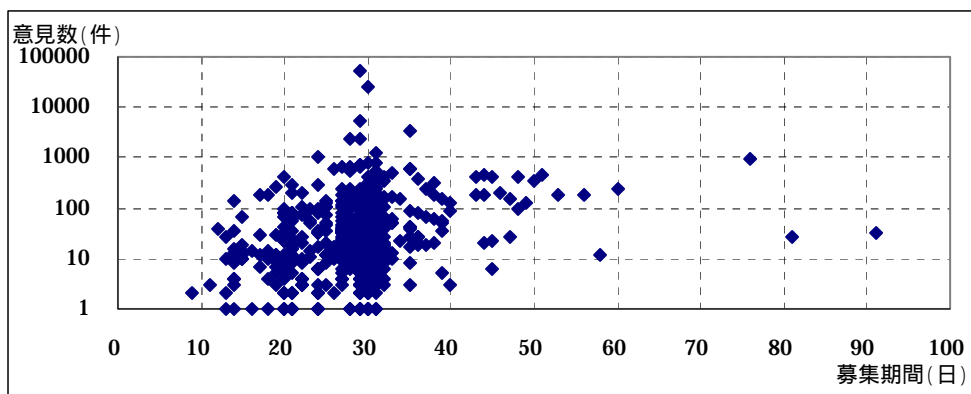


図 2-10 募集期間と意見数の相関図

募集期間と意見数をともに公表している 697 の案件に対しての相関関係を見る。相関係数は約 0.02 となり、相関があるとは考えられないので、募集期間と意見数は関係がないと言える。

しかし、募集期間が 10 日付近では意見数が少ない。また、60 日以上分布から募集期間が長くても意見数が多くなるとは言えない。

#### 2-4-10 意見数と変更数の相関関係

意見数と変更数の相関図を図 2-11 に示す

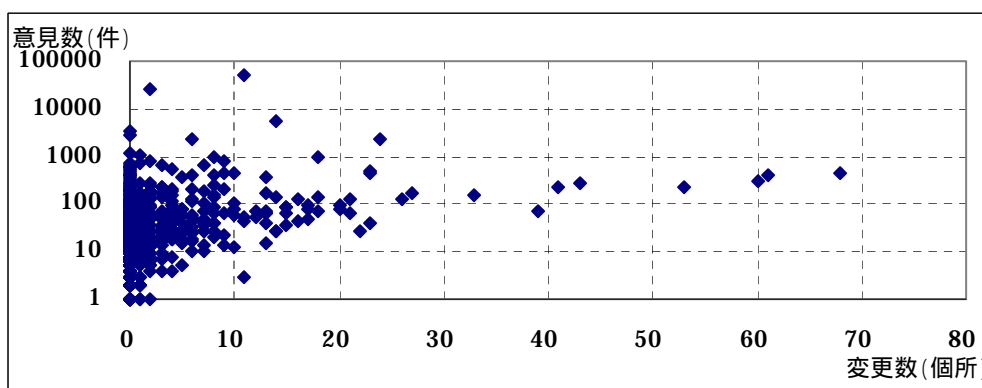


図 2-11 意見数と変更数の相関図

意見数と変更数をともに公表している 713 の案件に対しての相関関係を見る。相関係数は約 0.07 となり、相関があるとは考えられないので、意見数と変更数は関係

がないと言える。

この分布から意見数の多さに関わらず変更数が10個所以下である案件がほとんどを占めることがわかる。よって意見数が多くなれば変更数が多くなるとは考えられない。案件の変更数は意見数と関係なく、案件本来が変更数の限度を持っているのかもしれない。

## 2-5 まとめ

募集期間、意見数、変更数、公表方法、提出方法、回答の対応を示すものの実施状況を表 2-39 に示す。

表 2-39 募集期間、意見数、変更数、公表方法、提出方法、回答の対応を示すものの実施状況

	実施状況	平均	標準偏差	最も多い幅	特徴
1)	募集期間	28.1日	7.5日	28日以上35日未満で全体の約60%	29日、30日、31日で全体の約50%。14日、20日、21日は周りとは比べ割合が高めとなる。
2)	意見数	126.5件	1557.4件	1件以上51件未満で全体の約60%	0件が全体の約10%。0件の割合が高く、5件ごとに割合がなだらかに少なくなっていく。
3)	変更数	2.6個所	6.7個所	0個所で全体の約60%	0個所の割合が飛びぬけて高く、1箇所(9%)から3箇所(3%)と半減し、後はなだらかに少なくなっていく。
4)	公表方法				ホームページへの掲載 84% 窓口配布 57%
5)	提出方法				郵便 90% 電子メール 90% ファクシミリ 88% 直接提出 1%
6)	回答の対応を示すもの				18%の案件が公表。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、は全体の50%以上の案件が回答の対応を示すものを付けている。

### 1) 募集期間

募集期間の平均は28.1日の約1ヶ月、標準偏差は7.5というバラツキとなっている。

募集期間を1週間ごとに分け、最も多かったのは28日以上35日未満であり、全募集期間の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは14日以上21日未満の17%、14日以上21日未満の13%となっている。

また、1日ごとに分けると、29日、30日、31日が多く、この3日を合わせると全募集期間の案件数の約50%を占めることから、約1ヶ月が最も案件数が多かったことになる。

図のグラフの流れに合わずに目立っている日は14日(2週間)、20日(はつか)、21日(3週間)である。14日、20日、21日が一部の都道府県の影響が強かった。

募集期間が14日、20日、21日で案件数・割合が比較的多い都道府県を表 2-40 に示す。

表 2-40 募集期間、14日・20日・21日で案件数・割合が比較的多い都道府県

公表期間	14日	20日	21日
	福井県10件、22%	群馬県7件、15%	岡山県6件、23%
	愛媛県6件、15%	愛媛県4件、10%	福井県5件、11%
	佐賀県4件、24%	大分県3件、13%	大分県3件、13%

特に14日では福井県、愛媛県、佐賀県の件数・割合が比較的多かった。

20日では群馬県、愛媛県、大分県の件数・割合が比較的多かった。

21日では岡山県、福井県、大分県の件数・割合が比較的多かった。

#### 募集期間 都道府県別の影響が強い

また、募集期間は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。また、募集期間はパブリックコメント要項・指針によって決められているので、都道府県別に影響が出たのは要綱・指針による違いによるものだと推測される。

しかし、都道府県に関係なく、案件によって募集期間が異なるものも見られる。

#### 要綱・指針の募集期間の設定と実施状況を比較する。

29日以上・29日以上32日未満の割合がもっとも多い設定は「少なくとも1ヶ月以上」であり、「少なくとも1ヶ月以上」を「少なくとも」と「1ヶ月以上」と分けて比較しても29日以上・29日以上32日未満の割合が多いということがわかった。

#### 要綱・指針の設定が29日以上の案件数と割合について

要綱・指針の設定が29日以上の案件数と割合を表2-41に示す。

表 2-41 募集期間の設定と都道府県の29日以上の実施状況

	要綱・指針の設定	29日以上 (%)	都道府県数 (-)	幅 (%)	数十%台に 複数の都道 府県がある	数十%台に複数の都道府 県がない
1ヶ月以上	原則・目安として1ヶ月以上	70	10	5~98	70~90	愛知県5%、岡山県46%等
	少なくとも1ヶ月以上	88	3	80~96		
	1ヶ月以上	100	1	なし		
1ヶ月程度	原則・目安として1ヶ月程度	47	13	13~92	20~50	兵庫県92%、島根県73%等
	少なくとも1ヶ月程度	50	1	なし		
	1ヶ月程度	60	1	なし		
その他	少なくとも1週間以上	13	1	なし		
	実施要領又は設定なし	49	2	44~55		

「原則・目安として1ヶ月以上」の割合の幅が5%~98%、「原則・目安として1ヶ月程度」の割合の幅が13%~92%となっており、割合の幅が広い。しかし、その中でも「原則・目安として1ヶ月以上」の中に70%台~90%台に複数、「原則・目安として1ヶ月程度」の中には20%台~50%台に複数の都道府県があり、29日以上の平均の割合は設定の傾向に合っていると考えられる。また、愛知県、岡山県、兵庫県、島根県等、傾向から外れた都道府県もあることから、個々の都道府県の特質も認められる。

#### 要綱・指針の設定が29日以上32日未満の案件数と割合について

募集期間の設定と都道府県の29日以上32日未満の実施状況を表2-42に示す。

表 2-42 募集期間の設定と都道府県の 29 日以上 32 日未満の実施状況

	要綱・指針の設定	29日以上 32日未満 (%)	都道 府県 数 (-)	幅 (%)	数十%台 に複数の 都道府県 がある	数十%台に複数の都道府 県がない
1ヶ月以上	原則・目安として1ヶ月以上	57	10	3~80	50~70	愛知県3%、岡山県38%等
	少なくとも1ヶ月以上	73	3	67~79		
	1ヶ月以上	70	1	なし		
1ヶ月程度	原則・目安として1ヶ月程度	33	13	0~77	10~50	富山県0%、兵庫県77%等
	少なくとも1ヶ月程度	0	1	なし		
	1ヶ月程度	47	1	なし		
その他	少なくとも1週間以上	7	1	なし		
	実施要領又は設定なし	45	2	44~45		

「原則・目安として1ヶ月以上」の割合の幅が3%~80%、「原則・目安として1ヶ月程度」の割合の幅が0%~77%となっており、割合の幅が広い。しかし、その中でも「原則・目安として1ヶ月以上」の中に50%台~70%台に複数、「原則・目安として1ヶ月程度」の中には10%台~50%台に複数の都道府県があり、29日以上32日未満の平均の割合は設定の傾向に合っていると考えられる。また、愛知県、岡山県、富山県、兵庫県等、傾向から外れた都道府県もあることから、個々の都道府県の特質も認められる。

## 2) 意見数

意見数の平均は126.5件となっており、標準偏差は1557.4となっている。平均は126.5件と多いが、標準偏差が1557.4というバラツキとなっているので、意見数は特に意見数の多い案件がある。意見数を50件ごとに分け、最も多かったのは1件以上51件未満であり、全意見数の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは0件の約10%となっている。

くなっている。

さらに5件ごとに分けると、1件以上6件未満の数値から16件以上21件未満の数値で半減している。さらに、1件以上6件未満では14%あるのに対し、46件以上51件未満ではすでに2%になっている。

1件ごとに分けると、0件が飛びぬけて多く、1件から10件を1件ごとに案件数を比較しても差はほとんど見られなかった。

これらのことから、意見数は0件が飛びぬけて多く、5件ごとに意見数がなだらかに少なくなっていくということがわかった。

### 意見数 都道府県別の影響がやや強い

意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別に違いがあると予想する。

都道府県別の相関比は0.15、系統別の相関比は0.06、条例・系統別の相関比は0.01となり、都道府県別によって最も違いがあるということがわかった。

また、意見数は都道府県別(単相関0.38)の影響を最も受けており、その次に系統別(単

相関 0.24)、条例・計画別(単相関 0.11)に影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって意見数が特に多いものも見られる。

### 3) 変更数

変更数の平均は 2.6 件となっており、標準偏差は 6.7 となっている。平均は 2.6 件なのに対し、標準偏差は 6.7 という平均より多いバラツキとなっている。

変更数を 5 箇所ごとに分け、最も多かったのは最も多かったのは 0 箇所であり、全変更数の案件数の約 60%を占める。他に多いので目立つのは 1 箇所以上 6 箇所未満の 25%となっている。6 箇所以上 10 箇所未満(7%)から急激に少なくなっている。1 箇所以上 6 箇所未満を詳しく見る。

1 箇所ごとに見ると、0 箇所が飛びぬけて多く、約 60%を占める。1 箇所は 9%、2 箇所は 8%、3 箇所から 3%以下と半減している。後はなだらかに少なくなっていく。

変更数 都道府県別の影響がやや強い

また、変更数は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって変更数が異なることが見られる。

### 4) 公表方法

各都道府県のパブリックコメントの要綱・指針では香川県と長崎県以外では公表方法は窓口配布とホームページの公表を基本とし、必要があれば、その他の公表方法をするように明記されている。ホームページに 84%の案件が示しているが、窓口配布については 57%と低い。この情報はホームページにより収集したので、ホームページは 100%のはずなのだが、84%となっている。ホームページで公表しているが記載していない案件は 16%あることから、窓口配布やその他の公表方法も公表はしているが、記載していない案件があると予想される。

また、窓口配布は三重県の 2 つの案件を除き、要綱・指針にホームページへの掲載を明記することが書かれていれば、窓口配布も明記されていることから、窓口配布よりホームページに掲載することの方が重要だと考えている案件が多いということが考えられる。

そして、募集項目を公表している案件数が 31 件でホームページ、窓口配布の割合が 30%以下の三重県は他の都道府県と比べ、今後も募集要項に公表方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

### 5) 提出方法

郵便、電子メールともに 90%の案件が示しており、ファクシミリについては、88%となっている。直接提出は 1%とごくわずかであった。

郵便を明記している案件にはすべて、電子メールも明記されている。また、ファクシミリも大分県、北海道、山梨県に含まれる 4 案件を除くすべての案件に郵便、電子メールが共に明記されていることがわかった。

提出方法については郵便と電子メールとファクシミリ以外では神奈川県だけが、直接提出を明記していた。また、募集要項を公表している案件数が 19 件で郵便、電子メール、ファクシミリの割合がともに 60%以下の山梨県は今後も募集要項に退出方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

#### 6) 回答を示すものをもつ案件

回答の対応を示す案件は 18%あった。回答の対応を示す方法としては 2 種類に分けられる。6 件あった修正した個所のみに対応を示すものと記載済み、修正、参考、その他等に対応全般に対して示すものが 104 件ある。

結果を公表している 34 の都道府県の中で大阪府と滋賀県の 2 の都道府県が修正した個所を修正前・修正後で表現している案件を持ち、また、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、島根県、宮崎県、徳島県、三重県、愛媛県の 10 の都道府県が意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現をしている案件を持つ。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県は修正の表現をしている案件が 10 件以上あり、回答を示すものをもつ案件の割合も半数以上となっているので、今後も修正を表現する可能性が高いと考えられる。

#### 募集期間と意見数の相関

募集期間と意見数をともに公表している 697 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.02 となり、相関があるとは考えられないので、募集期間と意見数は関係がないと言える。

しかし、募集期間が 10 日付近では意見数が少なく、60 日以上の分布から募集期間が長くても意見数が多くなるとは言えない。このことから募集期間は 10 日以上で、60 日以下等の長すぎない期間が適切かと考えられる。

#### 意見数と変更数の相関

意見数と変更数をともに公表している 713 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.07 となり、相関があるとは考えられないので、意見数と変更数は関係がないと言える。

しかし、意見数の多さに関わらず変更数が 10 個所以下である案件がほとんどを占める。案件の変更数は意見数と関係なく、案件本来が変更数の限度を持っているのかもしれない。

## 《参考文献》

- 1) 論題 津村晃：規制の設定・改廃に係るパブリック・コメント、会計と監査、50(5) p32~35、1999 05
- 2) 明渡将 小早川光郎 常岡孝好：研究会「パブリック・コメント手続き」 規制に係る意見提出、ジュリスト、(通号 1159) p72~97、1999 07 01
- 3) 室井力：住民参加のシステム改革、自治問題研究生叢書、p176~177、2003
- 4) 山本聡：パブリック・コメントの現状と課題について、月刊自治フォーラム、(502) p10~14、2001 07
- 5) 寺澤泰大：パブリックコメント・コメント手続きの現状と課題、第一法規、(241) p95~101、2002 02
- 6) 東海林克彦：パブリック・コメント制度に関する一考察、31(2) p60~69、2002
- 7) 豊島明子：地方自治体におけるパブリック・コメントについて、行財政研究、(50) p16~30、2002 09
- 8) 総務省 試行状況調査結果、[http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki\\_f.html](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html)
- 9) 都道府県のパブリックコメントのホームページ  
北海道：道民意見手続き  
<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-ssnji/publiccomment/jissijoukyou.htm>  
青森県：あおもり県民政策提案(パブリック・コメント)の制度  
<http://www.pref.aomori.jp/iken/index.htm>  
岩手県：パブリック・コメント  
<http://www.pref.iwate.jp/~koucho/pabukome/pabucometop.htm>  
宮城県：宮城県ノパブリックコメント  
<http://www.pref.miyagi.jp/gyoukan/publiccom/publiccomNEW.htm>  
秋田県：パブリックコメント一覧  
<http://www.pref.akita.jp/kaikaku/public/ichiran.htm>  
山形県：パブリック・コメント手続き実施一覧  
<http://www.pref.yamagata.jp/sm/shingyozai/466300/newpage9.htm>  
福島県：うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)等  
<http://www.pref.fukushima.jp/list/publictop.html>  
栃木県：パブリックコメント制度実施要綱  
<http://www.pref.tochigi.jp/kensei/pub/2/2-4ichiran.html>  
群馬県：県民意見提出制度  
<http://a.hatena.ne.jp/go?http://www.pref.gunma.jp/a/12/a0101000.htm>2004  
1125162905  
埼玉県：埼玉県県民コメント制度

<http://www.pref.saitama.jp/A01/BK00/kenminc/>  
千葉県：ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）の実施状況  
[http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b\\_kouhou/center/pubcom/ichiran.htm](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_kouhou/center/pubcom/ichiran.htm)  
神奈川県：かながわ県民意見反映手続きについて  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kohokenmin/pub-com/index.htm>  
新潟県：県民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）についてのお知らせ  
<http://www2.pref.niigata.jp/DB/pabukome010180.nsf/main?OpenView>  
富山県：皆さんの声をお聞かせください  
[http://www.pref.toyama.jp/sections/1101/html/det14\\_00.htm](http://www.pref.toyama.jp/sections/1101/html/det14_00.htm)  
福井県：県民パブリックコメント制度実施一覧表  
<http://info.pref.fukui.jp/kenmin/publicjissi.html>  
山梨県：山梨県 web サイト  
[http://www.pref.yamanashi.jp/public\\_comment.htm](http://www.pref.yamanashi.jp/public_comment.htm)  
愛知県：県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）  
<http://www.pref.aichi.jp/koho/plan/plan.htm>  
三重県：県民意見反映手続き一覧  
<http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/pubcom/pcitiran.htm>  
滋賀県：滋賀県民政策コメントのページ  
<http://www.pref.shiga.jp/public/>  
京都府：京都府民意見提出手続き一覧表  
<http://www.pref.kyoto.jp/comment/list.htm>  
大阪府：パブリックコメント手続きの実施状況  
<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/public/index.htm>  
兵庫県：県民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧表  
<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/sankaku/pc-list.html>  
奈良県：奈良県パブリックコメント手続き  
<http://www.pref.nara.jp/gyosei/pubcome/index.htm>  
島根県：パブリックコメント  
<http://www2.pref.shimane.jp/kouhou/iken/>  
岡山県：パブリック・コメント一覧  
<http://www.pref.okayama.jp/somu/gyokaku/pc/>  
山口県：「山口県パブリック・コメント」制度  
<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/koho/pb/public.htm>  
徳島県：あなたのご意見をお聞かせください：オープンとくしま・パブリックコメント  
<http://www.pref.tokushima.jp/generaladmin.nsf/0/B12AA123B88C8AA949256D7A0020CF40?OpenDocument>



香川県：香川県 パブリックコメント実施一覧

<http://www.pref.kagawa.jp/pubsys/cgi/list.cgi?cmd=level&nd=35>

愛媛県：パブリックコメント

<http://www.pref.ehime.jp/comment/index.htm>

佐賀県：意見募集を行っている計画等は、次のとおりです

<http://www.pref.saga.lg.jp/portal/ty-contents/resources/943/file1/040830131350/bosyuu.htm>

長崎県：長崎政策県民参加制度（パブリック・コメント）について

<http://www.pref.nagasaki.jp/koho/pubcom/index.html>

熊本県：あなたのご意見・ご提案を募集します

<http://www.pref.kumamoto.jp/invited/opinion/index.asp>

大分県：県民意見募集手続き（パブリックコメント）

<http://www.pref.oita.jp/10400/advice/>

宮城県：宮城県 / パブリックコメント

<http://www.pref.miyagi.jp/gyoukan/publiccom/publiccomNEW.htm>